

森林整備保全事業設計積算要領の制定について

平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号
林野庁長官より森林管理局（分局）長及び各都道府県知事あて
〔最終改正〕令和 6 年 3 月 24 日付け 5 林整計第 1046 号

森林整備保全事業設計積算要領を別紙のとおり制定し、平成 12 年 4 月 1 日以降に着手される事業から適用することとしたので、事業の運営に遺憾のないようにされたい。

また、森林整備事業設計書作成要領の制定について（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 132 号）（治山編及び林道編）は、平成 12 年 3 月 31 日をもって廃止することとしたので、了知されたい。

なお、平成 12 年 3 月 31 日以前に発注された工事で、平成 12 年 4 月 1 日以降も引き続き施工される工事については、上記の廃止された通達が適用されるので念のため申し添える。

森林整備保全事業設計積算要領

第 1 趣旨

この要領は、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費（以下「請負工事費」という。）の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格を適正にすることを目的とする。

森林整備保全事業の設計書の作成に関する事務取扱については、次の要領等に定められるもののほか、この要領に定めるところに準拠して行うものとする。

- 1 林業関係事業補助金等交付要領（昭和 47 年 8 月 11 日付け 47 林野政第 640 号）
- 2 国有林治山事業実施要領（昭和 52 年 4 月 1 日付け 52 林野業第 60 号）
- 3 民有林補助治山事業実施要領（昭和 48 年 11 月 27 日付け 48 林野治第 2235 号）
- 4 森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 882 号）
- 5 森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号）
- 6 森林居住環境整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 883 号）
- 7 フォレスト・コミュニティ総合整備事業実施要項（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 887 号）
- 8 民有林直轄治山施設災害復旧事業取扱要綱（昭和 41 年 9 月 27 日付け 41 林野治第 1316 号）
- 9 直轄治山等災害関連緊急事業実施要領（昭和 62 年 5 月 20 日付け 62 林野治第 1675 号）
- 10 国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領（昭和 49 年 9 月 2 日付け 49 林野業第 451 号）
- 11 国有林野内直轄特殊地下壕対策災害関連事業実施要領（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 林野業第 15 号）
- 12 災害関連緊急治山等事業実施要領（昭和 62 年 5 月 20 日付け 62 林野治第 1674 号）
- 13 林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 43 年 11 月 5 日付け 43 林野治第 855 号）
- 14 林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱（昭和 43 年 11 月 5 日付け 43 林野治第 854 号）
- 15 林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭和 43 年 11 月 5 日付け 43 林野治第 856 号）
- 16 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける林地荒廃防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 47 年 7 月 19 日付け 47 林野治第 1662 号）
- 17 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける林地 荒廃防止施設災害復旧事業査定要領（昭和 47 年 7 月 19 日付け 47 林野治第 1621 号）
- 18 林地崩壊防止事業事務取扱要領（昭和 41 年 12 月 22 日付け 41 林野治第 2142 号）
- 19 災害関連山地災害危険地区対策事業実施要領（昭和 63 年 4 月 7 日付け 63 林野治第 950 号）

- 20 特殊地下壕対策災害関連事業実施要領（平成9年4月1日付け9林野治第875号）
- 21 林道施設災害復旧事業実施要領（昭和34年7月30日付け34林野指第5683号）
- 22 災害関連山村環境施設復旧事業実施要領（平成9年4月1日付け林野基第86号）
- 23 林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領（昭和40年10月5日付け40林野道第639号）
- 24 治山技術基準（昭和46年3月27日付け46林野治第648号）
- 25 林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号）
- 26 林道技術基準（平成10年3月3日付け9林野基第812号）

第2 適用事業

この要領は、次に掲げる事業に適用する。

- 1 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 41 条に定める保安施設事業
 - 2 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 193 条に定める地域森林計画に定める林道の開設又は拡張についての事業
 - 3 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 に定める国有林の地域別の森林計画に定める林道の開設、改良及び災害復旧についての事業
 - 4 国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領（昭和 49 年 9 月 2 日付け 49 林野業第 451 号）に定める林道施設等災害復旧事業及び国有林野内直轄治山施設災害復旧事業
 - 5 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に定める地すべり防止事業
 - 6 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）第 3 条に定める林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設に係る災害復旧事業
 - 7 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）第 2 条に定める林地荒廃防止施設及び林道施設に係る災害復旧事業
 - 8 国有林野内直轄特殊地下壕対策災害関連事業実施要領（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 林野業第 15 号）に定める特殊地下壕対策災害関連事業
 - 9 林地荒廃防止施設災害関連事業実施要綱（昭和 43 年 11 月 5 日付け 43 林野治第 854 号）に定める林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害関連事業
 - 10 林地崩壊防止事業実施要綱（昭和 41 年 11 月 10 日付け 41 林野治第 1858 号）に定める林地崩壊防止事業
 - 11 災害関連山地災害危険地区対策事業実施要領（昭和 63 年 4 月 7 日付け 63 林野治第 950 号）に定める災害関連山地災害危険地区対策事業
 - 12 特殊地下壕対策災害関連事業実施要綱〔平成 9 年 4 月 1 日付け 9 林野治第 875 号）に定める特殊地下壕災害関連事業
 - 13 林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領（昭和 40 年 10 月 5 日付け 40 林野道第 639 号）に定める林道施設災害関連事業
 - 14 災害関連山村環境施設復旧事業実施要領（平成 9 年 4 月 1 日付け 林野基第 86 号）に定める災害関連山村環境施設対策復旧事業
- 上記 1、4（4のうち治山施設）、5、6、7（7のうち林地荒廃防止施設）、8、9、10、11、12 に係る事業を治山関係事業、2、3、4（4のうち林道施設）、7（7のうち林道施設）、13、14 に係る事業を林道関係事業という。

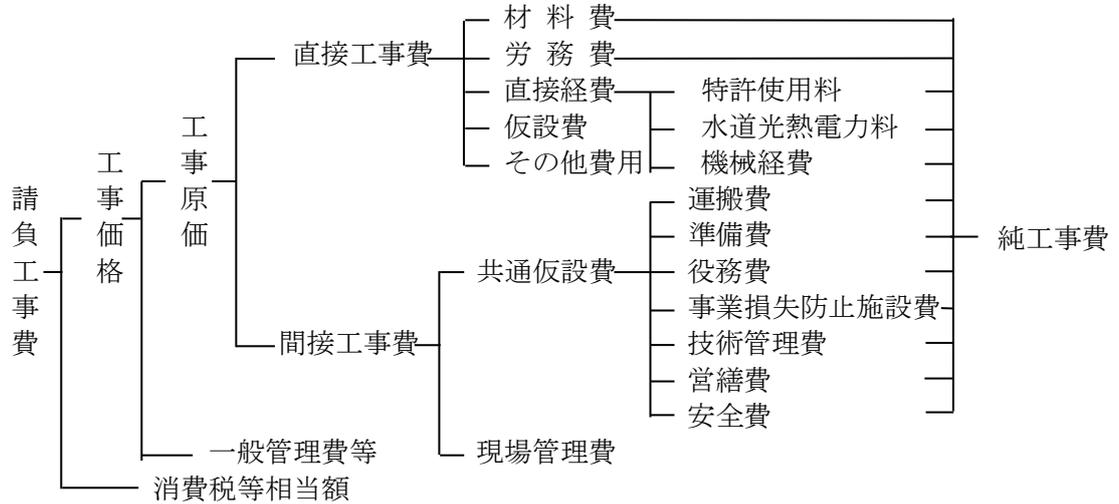
第3 設計書の構成

森林整備保全事業の請負工事に係る設計書は、積算書及び設計図から構成されるものとし、その構成は次のとおりとする。

1 積算書の構成

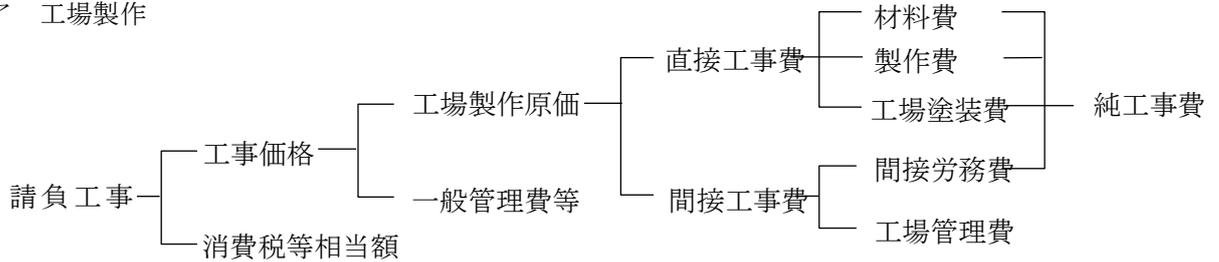
積算書の構成は、次によるものとする。

(1) 一般

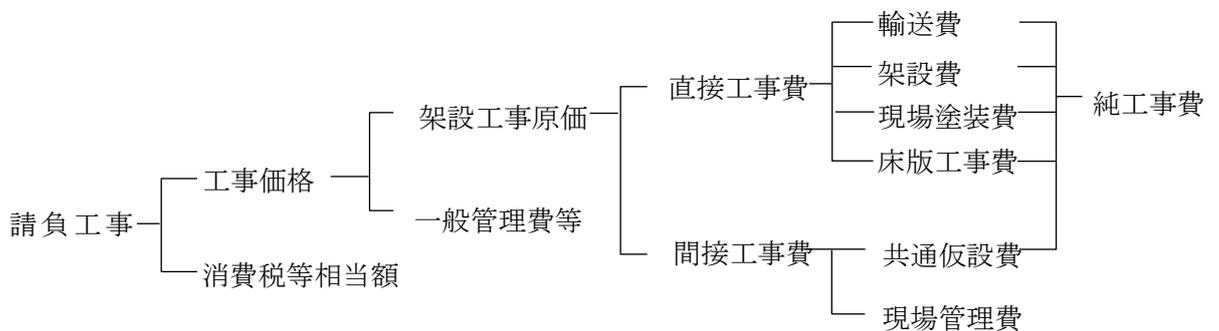


(2) 鋼橋製作

ア 工場製作

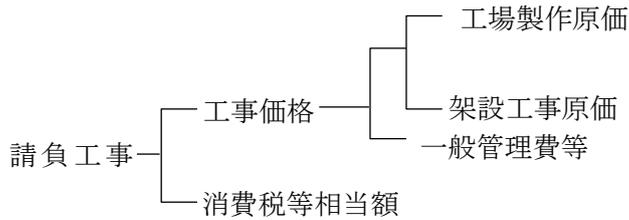


イ 架設工事



ウ 一括請負の場合

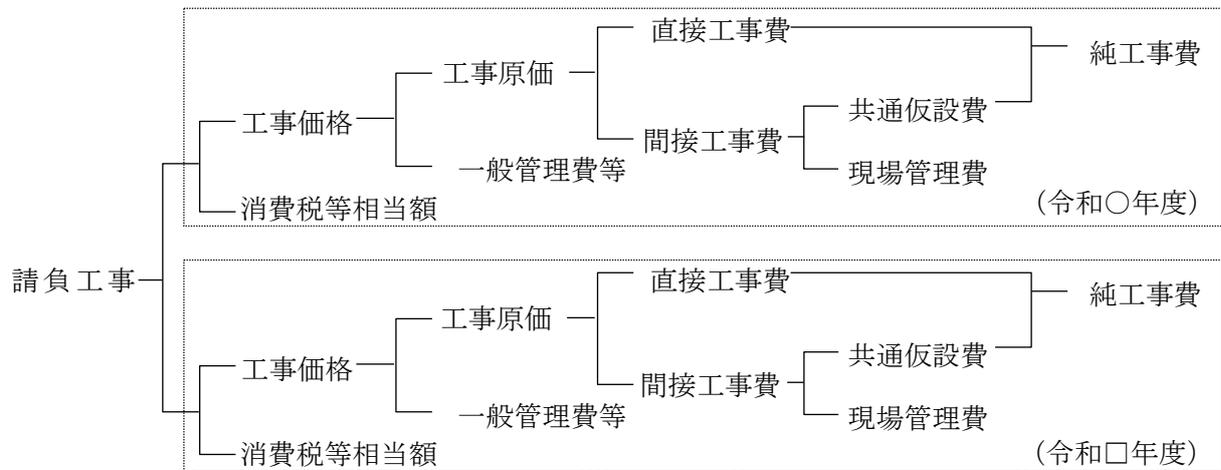
工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。



(3) 維持工事（複数年度の国債工事）

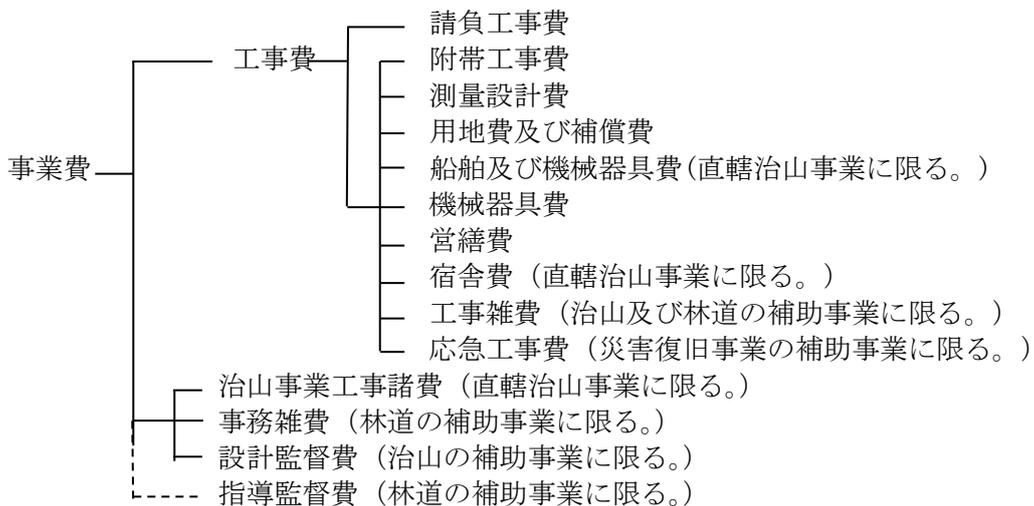
工種区分が道路維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度ごとに工事内容を分けて積算するものとする。

（2か年国債の例）



なお、請負工事費を含む事業費の構成は、次のとおり。

（事業費の構成）



(注) 1. 工種区分が道路維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年に渡って工期を設定し発注する場合は、年度ごとに分けて積算するものとする。

2. 指導監督費は、都道府県が事業主体の場合は除く。

3. 事務雑費は、補助事業に係るものとする。

4. 応急復旧工事には工事雑費が含まれる。

5. 附帯工事費、測量設計費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、機械器具費、営

繕費、宿舍費、応急工事費及び工事雑費については、必要に応じて消費税等相当額を加算する。

6. 直接工事費には、仮施設の施工に係る費用（共通仮設費を除く。）が含まれる。

7. 建設副産物（産業廃棄物）の処理に要する費用は、直接工事費及び準備費に計上するものとする。

2 設計図の構成

設計図の構成は、原則として次のとおりとする。

ただし、設計図の内容がこれにより難しい場合は、別に定めることができるものとする。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 縦断面図
- (4) 横断面図
- (5) 構造図（詳細図を含む。）
- (6) 一般図又は定規図
- (7) 数量及び数量計算表
- (8) その他

第4 特例

次の各号に掲げる工事については、この要領によらないで実施することができるものとする。

- (1) 鋼橋製作等主として工場製作に係る工事
- (2) 設備又は営繕関係を主体とする工事
- (3) 前2号以外の工事であって、この要領によることが著しく不適當であると認められるもの

第5 積算書の内容

1 請負工事費

請負工事費は、森林整備保全事業の目的を達成するために直接必要な施設の施工に係る工事の費用とし、箇所又は請負契約ごとに積算するものとし、その内訳は、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等並びに消費税等相当額とする。

(1) 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別に区分し、各区分ごとに目的とする施設の施工に直接必要な材料費、労務費及び直接経費（特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費）、仮設費並びにその他費用について積算するものとし、その内容は次のとおりとする。

ア 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実情に即して加算するものとする。

(イ) 価格

価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとし、消費税等相当額は含まないものとする。

設計書に計上する材料の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は、各都道府県及び森林管理局設定単価等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とする。

また、支給品の価格決定については、発注者側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を発注者側において保管し、再使用品として支給する場合においても、入札時における市場価格又は類似品価格とする。

ただし、これにより難しい場合には、別に定めることができるものとする。

イ 労務費

労務費は、工事を施工するのに必要な労務の費用とし、その算定は次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

ただし、これにより難しい場合には、別に定めることができるものとする。

ウ 直接経費

直接経費は、工事を施工するに直接必要な経費とし、次の(ア)、(イ)及び(ウ)によるものとする。

(ア) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派遣する技術者等に要する費用の合計額とする。

(イ) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料及び用水使用料とする。

(ウ) 機械経費

機械経費は、工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費及び労務費を除く。）とし、その算定は、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月11日付け11林野計第134号）に基づいて積算するものとする。

エ 仮設費

仮設費は、目的とする工事の施工に必要な仮施設の施工（以下「仮設工」という。）に直接必要なア、イ及びウの費用（共通仮設費に含まれるものを除く。）とし、その内容は次のとおりとする。

- (ア) 型枠、支保工及び足場工に要する費用
 - (イ) 山留（土留、仮締切）、仮井筒及び築島工に要する費用
 - (ウ) 水替工及び仮水路に要する費用
 - (エ) 工事施工に必要な機械設備（コンクリートプラント、アスファルトプラント等）に要する費用
 - (オ) 電力、用水等の供給設備に要する費用
 - (カ) 仮道、仮橋、現場補修等に要する費用
 - (キ) 工事施工に必要な防護施設に要する費用
 - (ク) 工事施工に伴う防じん対策に要する費用
 - (ケ) 仮区画線に係る費用
- オ その他費用
その他費用は、交通誘導員、機械の誘導等の交通管理に要する費用とする。

(2) 間接工事費

間接工事費は、各工事部門共通の直接工事費以外の工事費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分し、それぞれの構成する費目について積算するものとし、その内容は、次によるものとする。

ア 共通仮設費

共通仮設費は、工事施工に当たって、工事目的物の施工に間接的に係る費用であり、その内容は、次の(ア)から(キ)によるものとする。

- (ア) 運搬費
 - a 機械器具の運搬に要する費用
 - b 工事製作品の運搬に要する費用
 - c 現場内における器材の運搬に要する費用
- (イ) 準備費
 - a 準備及び片付けに要する費用
 - b 調査、測量、丁張り等に要する費用
 - c 伐開、整地及び除草に要する費用
- (ウ) 役務費
 - a 土地の借上げに要する費用
 - b 電力、用水等の使用に要する費用
- (エ) 事業損失防止施設費
 - a 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、濁水、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用
 - b 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用
- (オ) 技術管理費
 - a 品質管理のための試験等に要する費用
 - b 出来形管理のための測量等に要する費用
 - c 工程管理のための資料の作成に要する費用
 - d a から c に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用
- (カ) 営繕費
 - a 現場事務所、試験室等の営繕に要する費用
 - b 労働者宿舎の営繕に要する費用
 - c 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用
 - d 労働者の輸送に要する費用
 - e 営繕費に係る敷地の借上げ費用

- (キ) 安全費
 - a 安全施設等に要する費用
 - b 安全管理等に要する費用
 - c a及びbに掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用
- イ 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費であり、その内容は、次の(ア)から(チ)によるものとする。

 - (ア) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

 - a 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
 - b 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
 - c 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
 - d 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
 - e 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
 - (イ) 安全訓練等に要する費用
 - a 現場労働者の安全・衛生に要する費用
 - b 研修訓練等に要する費用
 - (ウ) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課
ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
 - (エ) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
 - (オ) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与
ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
 - (カ) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
 - (キ) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に基づく事業主負担額
 - (ク) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
 - (ケ) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
 - (コ) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費
 - (サ) 交際費

現場への来客等の対応に要する費用
 - (シ) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費
ただし、臨時にして巨額なものは除く。
 - (ス) 外注経費

工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費
 - (セ) 工事登録等に要する費用

工事实績の登録等に係る費用

- (ソ) 動力・用水光熱費
現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）
 - (タ) 公共事業労務費調査に要する費用
 - (チ) 雑費
(ア)から(タ)までに属さない諸費用
- (3) 一般管理費等
一般管理費等は、工事施工に当たる企業の継続運営に必要な費用であり、一般管理費及び付加利益について積算するものとし、その内容は次によるものとする。
- ア 一般管理費の項目及び内容
- (ア) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）
 - (イ) 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
 - (ウ) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
 - (エ) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
 - (オ) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
 - (カ) 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
 - (キ) 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
 - (ク) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
 - (ケ) 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス等の費用
 - (コ) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
 - (サ) 広告宣伝費
広告、公告、宣伝に要する費用
 - (シ) 交際費
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
 - (ス) 寄付金
 - (セ) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
 - (ソ) 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
 - (タ) 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
 - (チ) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
 - (ツ) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課

- (テ) 保険料
火災保険その他の損害保険料
- (ト) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (ナ) 雑費
電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等、諸団体会費等の費用

イ 付加利益

- (ア) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (イ) 株主配当金
- (ウ) 役員賞与（損金算入分を除く。）
- (エ) 内部留保金
- (オ) 支払利息及び割引料・支払保証料その他の営業外費用

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

ただし、工事原価に係る各項目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

第6 請負工事費の積算基準

積算書は、次の要領により作成するものとする。

1 請負工事費の積算

(1) 直接工事費

直接工事費に係る各費目の積算は、各工事部門を工種種別及びその細別に区分し、各区分ごとに、目的とする施設の施工及び仮設工に直接必要な次のアからエまでについて積算するものとする。

ア 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料に要する費用とし、その算定は材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

(ア) 材料の数量

材料の数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(イ) 材料の価格

材料の価格は、原則として、入札時における市場価格とし、消費税等相当分は含まないものとする。

なお、この価格には、現場までの運賃を加算するものとする。

イ 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 所要人員

所要人員は、別に定める「森林整備保全事業標準歩掛」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、直接作業に従事した労務者に支払われる賃金であり、別に定める「公共工事等設計労務単価」によるほか、実状に即した賃金を採用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

ウ 直接経費

直接経費は、工事を施工するために直接必要な経費とし、その算定は、次の(ア)から(ウ)までによるものとする。

(ア) 機械経費

機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は別に定める「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」及び「森林整備保全事業標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

(イ) 特許使用料

特許使用料は、工事を施工するために要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

(ウ) 水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事を施工するために必要な用水・電力電灯使用料とする。

エ 仮設費

仮設費（共通仮設費に含まれるものを除く。）は、仮設工に直接必要なアからウまでの費用とし、本積算要領及び「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」第1編共通第8仮設工に基づき、次に掲げる費用について、必要額を適正に積算するものとする。

なお、仮設材の損料率については、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」第1編共通工第8仮設工によるものとする。

(ア) 型枠、支保工、足場工の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）。

- (イ) 山留（土留、仮締切）、仮井筒、築島工の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）。
- (ウ) 水替工、仮水路の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の電力料及び損料（賃料）。
- (エ) 工事施工に必要な機械設備の設置、撤去及び補修等に要する費用
 - a コンクリートプラント、アスファルトプラント等の設置、撤去及び補修等に要する費用
 - b トンネル工事における照明設備に係る設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の電力料
- (オ) 電力、用水等の供給設備に係る設置、撤去、補修等に要する費用及び当該供給設備の使用期間中の損料（賃料）
- (カ) 仮道、仮橋、現道補修等に要する費用
 - a 仮道、仮橋、モノレール等の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該仮施設の使用期間中の損料（賃料）
 - b 公道等の補修に要する費用
- (キ) 工事施工に必要な防護施設（転落、飛来等の防止柵及び発破用防護柵等）、仮囲い（工事用防護塀）に係る設置、撤去、補修等に要する費用及び当該防護施設等の使用期間中の損料（賃料）
- (ク) 工事施工に伴う防じん対策（簡易舗装、タイヤ洗浄装置、路面清掃等）に係る設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料（賃料）
- (ケ) 仮区画線に係る費用
- (コ) その他(ア)から(ケ)までに類するものに要する費用及び損料
- オ その他費用

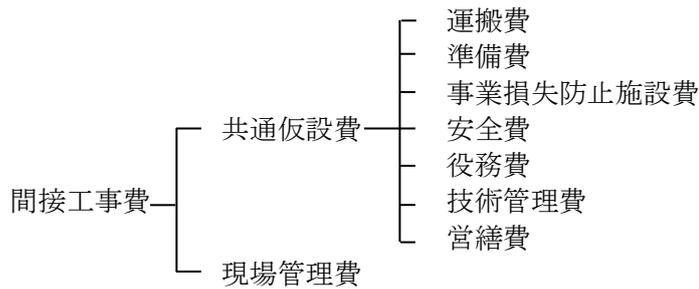
交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用とし、当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による1日当たりの交通誘導警備員の配置人員を基に、工事期間内で配置される人数を計上する。

なお、休憩・休息時間についても交通誘導を行う場合には、交替要員も交通誘導警備員の人数に含めて計上する。

また、夜間勤務や交代制勤務等を行う場合は、別に定めるところにより労務費の補正を行う。

(2) 間接工事費

間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



ア 共通仮設費

(ア) 工種区分

共通仮設費は、表6-1に掲げる工種区分に従って算定するものとする。

- a 工種区分は、工事名にとられることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。
- b 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。
ただし、判断しがたい場合は、直接工事費で判断してよいものとする。

表6-1 工種区分

工種区分	工種内容
河川工事	河川工事（河川高潮対策区間の工事を除く。）にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事であつて次に掲げる工事 1 樋門（管）工、水（閘）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音（吸音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、PC橋（プレキャストセグメントを除く工場既成桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 2 橋梁下部工（RC構造）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造） 3 ゴム伸縮継手、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4 1から3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。
治山・地すべり 防止工事	治山及び地すべり防止工事にあつて、次に掲げる工事 1 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法枠工、落石防止工 3 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗渠工 4 1、2及び3に類する工事
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 防潮工、消波工、砂丘造成における盛土工及びこれに類する工事
森林整備	森林整備に係る工事にあつて、次に掲げる工事 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事
道路工事	道路工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事

鋼橋架設工事	<p>鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事であって、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、落橋防止工（RC構造以外）、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造を除く。）、橋梁下部工（鋼製） 2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む。） <p>ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</p>
PC橋工事	<p>PC橋に関する工事であって、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事現場におけるPC橋の製作（工場製作桁は除く。）架設及び製作架設に関する工事 2 プレキャストセグメント構造のPC橋工事
橋梁保全工事	<p>橋梁（上部工、下部工）に関する全ての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打ち換え等は除く。）</p>
舗装工事	<p>舗装の新設、修繕工事であって、次に掲げる工事</p> <p>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事</p> <p>ただし、小規模（パッチング）な工事で施工箇所が点在する工事は除く。</p>
トンネル工事	<p>トンネルに関する工事であって、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 トンネル工事 2 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 <p>ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。</p>
道路維持工事	<p>道路であって、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理を目的とした維持的工事 2 道路付属物塗替工、防雪柵設置撤去工※1、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修※2に関する工事 3 道路標識※1、道路情報施設、電気通信設備、防護柵※1、樹木等、区画線等の設置 4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5 1から4までに類する工事 <p>※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局所的な場合に適用</p>
公園工事	<p>公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事であって、次に掲げる工事</p> <p>敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工（敷地造成と併せて行うもの）、柵工及びこれらに類する工事</p>

(注) 1. 保安林管理道等に関する工事は、林道関係事業に準ずるものとする。

2. 治山関係事業のうち、防潮工、砂丘造成における盛土工及びこれらに類する工事を主とする工事は海岸工事に準じ、防風工、植栽工等を主体とするものについては森林整備に準ずるものとする。

(イ) 算定方法

共通仮設費の算定は、表6-5（第1表から第4表まで）の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

共通仮設費＝対象額（P）×共通仮設費率（kr）＋積上げ額

a 共通仮設費の率計算による部分

(a) 算定方法

共通仮設費の率計算による部分の算定は、次の計算式に定める対象額〔P〕に「表6-5 工種区分別共通仮設費率標準値表」等に示す工種別の共通仮設費率（補正を含む。）を乗じて得た額の範囲内とする。

〔算定式〕

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（kr）＋補正率）

対象額〔P〕＝直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）

＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費

ただし、下記に掲げる費用は、対象額に含めないものとする。

- i 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費
- ii 上記 i を支給する場合の支給品費
- iii 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含む。）
- iv 大型標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製バットレス式治山ダム、鋼製スリット治山ダム、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費（製作費を含む。）
- v 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。
- vi コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。
- vii 別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

〔無償貸付機械等評価額の算定式〕

$$\left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械等} \\ \text{評価額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種、} \\ \text{同型式の建設機械等損料} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right]$$

(貸付にかかる損料額) (業者持込の損料額) (無償貸付機械等損料額)

(b) 対象額

i 対象額は、次表により積算するものとする。

表6-2 間接工事費等項目別対照表 (○:対象とする ×:対象としない)

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
項目				
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等の取扱いは、(注)8参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械評価額		○	○	×
鋼橋・門扉等工場原価		×	×	○
現場発生品		×	×	×
ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金		×	×	×

(注) 1. 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。

2. 無償貸付機械等評価額は、「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限る。

3. 無償貸付機械評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。

4. 鋼橋・門扉等工場原価とは、鋼橋・門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価（工場製作品を含む。）をいう。

5. 別途製作する標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕しゃ音壁支柱、鋼製バットレス式治山ダム、鋼製スリット治山ダム、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等の工場原価の取扱いに準ずるものとする。

6. 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう（直轄事業に限る。）

7. 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費を含む。）と同じ扱いとする。

8. ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金について見積により積算する場合は、間接工事費等に相当する部分を分離して見積することが困難なことから、間接工事費等を積算する際に、共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等の対象額から除外するものとする。

9. 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費の積算は、表6-3のとおりとする。

(1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む。）

(2) 上下水道料金

(3) 有料道路利用料

表6-3 処分費等の取扱い

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下で、かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合、又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 本表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。
 2. 処分費を計上する場合は、単価登録すること。
 3. 表により難しい場合は、別途考慮するものとする。

ii 鋼橋桁等の輸送に係る間接工事費等（対象額に対する率計算の場合）の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

表6-4 鋼橋桁等の輸送に係る間接工事費等 (○:対象とする ×:対象としない)

形 態	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作+輸送+架設等	○	○	○
製作+輸送	×	○	○
輸送+架設等	○	○	○
輸 送	×	○	○
架設等	○	○	○

(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。

(c) 共通仮設費率

共通仮設費率は、表6-5次表によるものとする。

表6-5 工種区分別共通仮設費率
第1表

工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする (%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
治山・地すべり防止工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
森林整備	A	10.80	48.0	-0.0956	6.62
	B	5.40	24.0	-0.0956	-
道路工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
PC橋工事		27.04	1636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62

第2表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97

第4表

工種区分	対象額	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59

第5表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え5,600万円以下	
	適用区分	下記の率を第1表の率に加算する。 (%)	(注)2の算定式により算定された率とする。ただし、変数の値は下記による。	
			A'	b'
治山・地すべり防止工事		1.56	302.9	-0.0191
道路工事		2.96	75.5	-0.0407

(注)1. 共通仮設費率(kr)の算定式

$$kr = A \cdot P^b$$

ただし、kr : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

対象額の算定に当たっては、ア共通仮設費(イ)算定方法a共通仮設費の率計算による部分及び表6-2間接工事費等項目別対照表を参照のこと

2. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額が5,600万円以下の場合、共通仮設費率(kr)を次式により算定するものとする。また、対象額が600万円以下の場合、第1表の率に第5表の率を加算するものとする。

$$kr = (A + A') \cdot P^{(b+b')}$$

ただし、A', b' : 変数 (第5表)

3. 治山・地すべり防止工事、道路工事において、対象額(円)が次表の範囲にある場合の共通仮設費率（k r）は、表に示された算定式を用いて求めるものとする。なお、詳細を別に定めるものとする。

工事区分	対象額（円）の範囲	共通仮設費率(%)の算定式
治山・地すべり防止工事	56,000,000円超 60,205,000円以下	5,280,000/対象額（円）×100
道路工事	56,000,000円超 63,748,000円以下	6,496,000/対象額（円）×100

4. 森林整備のA B区分は次のとおりとする。

(1) 森林整備Aの区分

ア 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合

イ 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場合

ウ 航空実播工

エ 種子吹付工

(2) 森林整備Bの区分

上記(1)のアからエまで以外の森林整備

(d) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、施工地域を考慮した補正を行うものとする。

i 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

(i) 表6-6の適用条件に該当する場合、共通仮設費率（表6-5第1表～第4表）に補正係数を乗じるものとする。

表6-6 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1
	道路維持工事			
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事のみ対象とする。	1.5	2
	舗装工事			
	道路維持工事			
市街地(DID補正)(1)-1	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1)-1	道路維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする)。	1.4	3
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(2)-1	道路維持工事	一般交通影響有り(1)-1以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)。		
	舗装工事			
	橋梁保全工事			

市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	4
一般交通影響有り (1) - 2	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が 5,000 台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合 は対象外とする。	1.3	5
一般交通影響有り (2) - 2	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り (1) - 2 以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	6
市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	7
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	8

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区 (D I D地区) 及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km²以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

(ii) 共通仮設費 (率分) の計算

共通仮設費 (率分) = 対象額 (P) × 共通仮設費率 (Kr) × 施工地域を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は、表 6 - 5 第 1 表 ~ 第 4 表による。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率 (Kr) の端数処理後に係数を乗じて、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。

ii 補正の留意事項

(i) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記 i の (i) 及び (ii) のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正率を設定することができるものとする。

(ii) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

b 共通仮設費の積上げ計算による部分

積上げ計算による部分の積算は、以下の(ウ)から(ケ)までにおいて、それぞれ積上げ計上するものとして定められた個々の費用を積上げることにより行うものとする。

(ウ) 運搬費

a 積算内容

運搬費として積算する内容は、次のとおりとする。

(a) 建設機械器具の運搬等に要する費用

i 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

- ii 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
 - iii 重建設機械の分解、組立て及び輸送に要する費用
 - iv 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬
 - v 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬
ただし、支給品及び現場発生品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。
 - vi 建設機械の自走による運搬
 - vii 建設機械等の日々回送（分解、組立て及び輸送）に要する費用
 - viii 質量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬
 - (b) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬（直接工事費に計上）
 - (c) (a)及び(b)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
 - (d) 建設機械等の運搬基地
運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案の上決定するものとする。
- b 積算区分
- (a) 共通仮設費に計上される運搬費
 - i 共通仮設費率に含まれる運搬費
 - (i) 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立含む。）
 - (ii) 器材等（型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く。）、作業車（PC橋片持ち架設工）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬
 - (iii) 建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上は、積上げるものとする。）
 - (iv) 建設機械等（重建設機械を含む。）の日々の回送（分解、組立て及び輸送）に要する費用
 - (v) 質量 20t 以上の建設機械の現場内小運搬
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立てを必要とする場合は別途加算できるものとする。
 - (vi) a (a) iiiの中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20～25t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型 20～70t 吊）の分解・組立て及び輸送に要する費用
 - ii 積上げ項目による運搬費
 - (i) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積み上げるものとする。
ただし、建設機械の日々の回送の場合は、共通仮設費率に含む。
 - (ii) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
ただし、敷鉄板については、敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。
 - (iii) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む。
 - (iv) 上記 i 及び ii (i)～(iii)における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む。）
 - (b) 直接工事費に計上される運搬費
 - (i) 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬
 - (ii) 支給品及び現場発生品の運搬
- c 積算方法
- (a) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
 - i 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用
質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。
$$U_k = A + M + K \text{ (又は } K' \text{)}$$

ただし U_k : 質量20t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費

A : 基本運賃料金 (円)

表6-7によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、下表に掲げてある基本運賃は、運搬割増(特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等)の有無にかかわらず適用できる。

ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。

M : その他の諸料金 (円)

1) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

a 荷役機械使用料

b 自動車航送船使用料

c 有料道路利用料

d その他

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (円)

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料 (円)

運搬される建設機械(被運搬建設機械)の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、「ii) 運搬される建設機械の運搬中の賃料(K)及び損料(K')」による。

* 建設機械運搬方法等は表6-8による。

ii 運搬される建設機械の運搬中の賃料(K)及び損料(K')

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料=運搬される機械の供用1日当たり賃料(円)×運搬に要する日数(日)

$$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当たり賃料(円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

運搬中の損料=運搬される機械の供用1日当たり損料(円)×運搬に要する日数(日)

$$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当たり損料(円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

L : 運搬距離 (km)

基地から現場までの片道距離とする。輸送速度: (30km/h)

- (注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。
2. 運搬に要する日数は、運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。
3. 分解・組立を要する重建設機械の積算に当たっては、重建設機械分解組立により積算すること。なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料(K)を含む。
4. 油圧式杭圧入引抜機(鋼矢板VL・VIL・IIw・IIIw・IVw型用)の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。

表6-7 基本運賃表

貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え20kmまでを増すごとに (円)
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m						
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m						
	自走式破碎機	クラッシャー 寸法 開450mm 幅925mm						
	油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・ Ⅲ・Ⅳ型用						
	バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4 m ³ /平積0.3 m ³						
	各種	-						

(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。
2. 誘導車、誘導員の費用を含む。

表 6 - 8 建設機械運搬方法

機械名	規格	車載		備考
		車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50	
スタビライザ (路床改良用)	深 0.6m 幅 2.0m	R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深 1.2m 幅 2.0m	R	24.70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm	R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板ⅤL・ⅥL・Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型用	R	37.90	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4 m ³ /平積 0.3 m ³	R	22.00	

- (注) 1 貨物自動車による運搬を計上する。
 2 車載のRはトレーラである。
 3 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

(b) 仮設材等の運搬

仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費の算定は、次式により行うものとする。

$$U = [E \times (1 + F_1 + F_2)] \times G + H$$

ただし、U：仮設材の運搬費

E：基本運賃（円/t）

基本運賃は、次表によるものとする。

なお、運搬距離は、運搬基地より現場までの距離とする。

また、仮設材の運搬費は、基本運賃料金に必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割増は適用しない。

F₁：冬期割増

F₂：深夜早朝割増

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（有料道路利用料、自動車航走船利用料、その他）

※ 端数の処理

運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については、切り捨てる。

表6-9 基本運賃表

距離	製品長		
	12m 以内	12m を超え 15m 以内	15m 超える
10kmまで	4,350 (3,410)	4,800 (4,030)	7,010 (5,180)
20 "	4,660 (3,570)	5,170 (4,240)	7,470 (5,510)
30 "	5,000 (3,850)	5,480 (4,510)	7,990 (5,860)
40 "	5,380 (4,070)	5,900 (4,760)	8,490 (6,190)
50 "	5,750 (4,420)	6,310 (5,140)	9,040 (6,630)
60 "	6,120 (4,700)	6,760 (5,490)	9,590 (7,060)
70 "	6,540 (5,070)	7,180 (5,890)	10,100 (7,520)
80 "	6,900 (5,330)	7,570 (6,190)	10,600 (7,900)
90 "	7,220 (5,610)	7,940 (6,520)	11,100 (8,310)
100 "	7,620 (5,900)	8,380 (6,840)	11,700 (8,750)
110 "	7,960 (6,250)	8,730 (7,200)	12,200 (9,180)
120 "	8,300 (6,490)	9,080 (7,470)	12,700 (9,550)
130 "	8,700 (6,780)	9,510 (7,790)	13,300 (9,940)
140 "	9,040 (7,020)	9,850 (8,060)	13,800 (10,300)
150 "	9,370 (7,290)	10,200 (8,360)	14,400 (10,700)
160 "	9,820 (7,530)	10,600 (8,630)	14,900 (11,000)
170 "	10,000 (7,790)	10,900 (8,910)	15,400 (11,400)
180 "	10,300 (8,020)	11,200 (9,180)	15,800 (11,700)
190 "	10,700 (8,290)	11,800 (9,470)	16,800 (12,100)
200 "	11,100 (8,560)	12,100 (9,780)	17,300 (12,500)
200 kmを超え 20 kmまでを増すごとに	677 (447)	802 (558)	1,080 (738)

(注) 1. () 内の運賃については、各発注機関において () 内運賃を適用するよう規定されている場合に適用する。

ただし、沖縄については、100 km以下のみ適用とし、100 kmを超える場合は、別途考慮する。

2. 敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

3. 誘導車、誘導員が必要な場合については、別途計上する。

表6-10 運賃割増率

第1表 F1：冬期割増

地 域	期 間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割増
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、 石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸 郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会 津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、 大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日	

第2表 F2：深夜早朝割増

運搬時間を「22時～5時」に指定する場合	3割増
----------------------	-----

(c) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工版、敷鉄板等）の積込み及び取卸しに要する費用は、次表のとおりとする。

表6-11 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み、取卸費

場所	作業	費用（円／t）		
基地	積込み	750	1,500	3,000
現場	取卸し	750		
	積込み	750	1,500	
基地	取卸し	750		

(注) 1. 橋梁ベント及び橋梁架設用タワーは、率に含まれているため適用しない。

2. 敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

(d) 重建設機械分解・組立て

- i 工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立てに適用する建設機械は次表を標準とする。

表6-12 適用建設機械

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む。） 普通 21 t 級以上～44 t 級以下 湿地 20 t 級以上～28 t 級以下
バックホウ系	バックホウ（超ロングアーム型は除く。） 山積 1.0 m ³ 以上～2.1 m ³ 以下（平積 0.7 m ³ 以上～1.5 m ³ 以下） 油圧クラムシェル・テレスコピック平積 0.4 m ³ 以上～0.6 m ³ 以下
クローラクレーン系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕吊り能力 16 t 以上～300 t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式〕平積 0.6 m ³ 以上～3.0 m ³ 以下 パイプロハンマ〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55 t 吊〕
トラッククレーン系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊り能力 100 t 以上～550 t 以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ（防音カバー装置除く。） 油圧ハンマ アースオーガ（二軸同軸式を含む。） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20 t 以上～150 t 以下
オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000mm以下 オールケーシング掘削機〔スキッド式〕 掘削径 2,000mm以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属機器除く。） 深層混合処理機 プレファブリケートッドバーチカルドレーン打機 機械質量 20 t 以上～180 t 以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20 t 以上～60 t 以下

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。
表6-13 適用建設機械

機械区分		規格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械		表6-12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25 t 吊
ブルドーザ		21t 級以下	ラフテレーンクレーン	25t 吊
		44t 級以下	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	
地盤改良機械	中層混合処理機	質量 60t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊
		質量 120t 以下		
	サトパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケートバー カッター打機	質量 60t 以下		60t 吊
		質量 120t 以下		
		質量 180t 以下		
クローラクレーン系		35 t 吊以下 (クラムシェル平積 0.6 m ³ 含む。)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25 t 吊
		80 t 吊以下 (クラムシェル平積 2.0 m ³ 以下含む。)		60 t 吊
		150 t 吊以下 (クラムシェル平積 3.0 m ³ 以下含む。)		
		300 t 吊以下		
トラッククレーン系		表6-12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第2次基準値)	70 t 吊
		200 t 吊以上 360 t 吊以下	リフター [せり上げ能力]	50 t
		550 t 吊以下		
クローラ式杭打機		質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 (第2次基準値)	60 t 吊
		質量 100 t 以下		
		質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]		表6-12 参照 〔本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第3次基準値)] 70t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	70 t 吊
		表6-12 参照 〔本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出 ガス対策型 (第3次基準値)] 100t 吊を使用 する場合〕	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	100 t 吊

	<p>表 6-12 参照</p> <p>（本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)]100t吊を使用する場合</p>	<p>クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(2011年規制)]</p>	
--	--	--	--

(注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは賃料とし、クローラクレーンは損料とする。
 なお、リフター（せり上げ能力 50 t）の供用 1 日当たり賃料は 224,000 円を標準とする。（オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。）

2. 現道上及び高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができる。
3. 現場条件により、上表により難しい場合は、別途考慮する。

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表6-14 分解・組立1台1回当たり歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組 立)	クレーン運転 歩掛(日) (分解+組立)	運搬費 率等 (%)	諸雑 費 (%)
ブルドーザ	21 t 級以下	2.8	2.1	155	21
	44 t 級以下	4.6	3.4	153	21
バックホウ	山積 1.4 m ³ 以下 油圧クラムシェル・テレスコピック 0.4 m ³ 以上 0.6 m ³ 以下含 む。	2.7	1.4	250	24
	山積 2.1 m ³ 以下	4.5	2.3	256	25
クローラクレーン系	35 t 吊以下 クラムシェル平積 0.6 m ³ 含む。	3.0	0.8	444	22
	80 t 吊以下 クラムシェル平積 2.0 m ³ 以下含む。	5.5	1.5	434	21
	150 t 吊以下 クラムシェル平積 3.0 m ³ 以下含む。	11.3	3.1	315	15
	300 t 吊以下	20.5	5.7	313	15
トラッククレーン系	120 t 吊以下	4.3	1.5	394	75
	160 t 吊以下	5.7	1.9	409	78
	360 t 吊以下	11.7	4.0	399	75
	550 t 吊以下	20.9	7.1	401	76
	200 t 吊以上 360 t 吊以下 (リフターを使用する場 合)	11.0	2.7	392	83
	550 t 吊以下 (リフターを使用する場 合)	19.4	4.9	390	83
クローラ式杭打機	60t 以下	8.6	2.1	163	2
	100 t 以下	15.5	3.7	164	2
	150 t 以下	23.5	5.6	163	2
オールケーシング掘削機 (クローラ式)	—	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削機 (スキッド式)	本体工事でクロー ラクレーン 〔油圧駆動式ウ インチ・ラチスジ ブ型排出ガス対 策型(第3次基準 値)〕70t 吊を使用 する場合	4.9	11.9(h)	490	4

		本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	370	3
		本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(2011年規制)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	361	3
地盤改良機械	中層混合処理機	60 t 以下	16.0	2.4	265	4
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3
	サントパイル打機、粉体噴射攪拌機、深層混合処理機、プレファブリケートドバーチカルクレーン打機	60 t 以下	16.0	2.4	213	3
		120 t 以下	41.2	6.3	211	3
		180 t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械		—	5.4	2.0	582	8

- (注) 1. 分解・組立ての合計であり、内訳は分解 50%、組立て 50%である。
2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。
3. 運搬費等には、下記①から⑤までの費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
① トラック及びトレーラによる運搬費(往復)(誘導車、誘導員含む。)
② 自走による本体賃料・損料
③ 運搬中の本体賃料・損料
④ 分解・組立時の本体賃料
⑤ ウェス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
4. 諸雑費は、分解・組立てのみを計上する際に適用し、下記①及び②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
① 分解・組立時の本体賃料
② ウェス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

(e) その他

- i 深層混合処理機(二軸式 90kW×2)は、地盤改良機械(機械質量 180t 以下)を適用する。
- ii 粉体噴射攪拌機(単軸式 19.6kN・m×1)は、地盤改良機械(機械質量 60t 以下)を適用する。
- iii 粉体噴射攪拌機(二軸式 55kW×2)は、地盤改良機械(機械質量 120t 以下)を適用する。
- iv 粉体噴射攪拌機(二軸式 90kW×2)は、地盤改良機械(機械質量 120t 以下)を適用する。

(f) 単価表

i 重建設機械分解組立輸送 1 回当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表 6-14
分解組立用クレーン		日 (h)		表 6-13、表 6-14
運 搬 費 等		式	1	表 6-14
計				

ii 重建設機械分解組立 1 回当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表 6-14
分解組立用クレーン		日 (h)		表 6-13、表 6-14
諸 雑 費		式	1	表 6-14
計				

(エ) 準備費

a 準備費として積算する内容は次のとおりとする。

(a) 準備及び後片付けに要する費用

i 着手時の準備費用

ii 施工期間中における準備、後片付け費用

iii 完成時の後片付け費用

(b) 調査・測量・丁張等に要する費用

i 工事着手前の基準測量等の費用

ii 縦、横断面図の照査等の費用

iii 用地幅杭等の仮移設等の費用

iv 丁張の設置等の費用

(c) 準備として行う以下に要する費用

i ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）

ii 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込作業は含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）

(d) (a)から(c)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、当該建設副産物等の処理費用等工事の施工上必要な準備に要する費用

(e) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

b 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(エ)の a の(a)、

(b)、(c)とし、積み上げ計上する項目は前記(エ)の a の(d)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

(オ) 役務費

a 役務費として積算する内容は次のとおりとする。

(a) 土地の借上げ等に要する費用

(b) 電力、用水等の基本料

(c) 電力設備用工事負担金

b 積算方法

役務費の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

- (a) 借地料
- i 宅地・宅地見込地および農地 $A = B \times 0.06 \div 12$
 - ii 林地およびその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$
- ただし、A：借地単価（円/㎡/月） B：土地価格（円/㎡）
- (注) 上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第25条及び同運用に係る場合に適用する。
- (b) 電力基本料金
料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。
- (c) 電力設備用工事負担金
電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用。）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。
工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電路線の延長等によって異なるため、設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。
- (カ) 事業損失防止施設費
- a 事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。
 - (a) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
 - (b) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用
 - b 積算方法
事業損失防止施設費の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。
- (キ) 技術管理費
- a 技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。
 - (a) 品質管理のための試験等に要する費用
 - (b) 出来形管理のための測量等に要する費用
 - (c) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
 - (d) (a)から(c)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用
 - b 積算方法
 - (a) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)から(c)のうち下記の項目とする。
 - i 品質管理基準に含まれる試験項目（必須・その他）に要する費用
 - ii 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
 - iii 工程管理のための資料の作成等に要する費用
 - iv 完成図、マイクロフィルムを作成及び電子納品等に要する費用
 - v 建設材料の品質記録保存に要する費用
 - vi コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
 - vii コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
 - viii 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用
 - ix 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用
 - x PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
 - xi トンネル工（NATM）の計測Aに要する費用
 - xii 塗装膜厚施工管理に要する費用
 - xiii 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む。）
 - xiv 施工管理で使用するOA器機の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利

用料)を含む。)

xv 品質証明に係る費用(品質証明費)

xvi 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用

(b) 上記以外で積み上げる項目は、次の各項目に要する費用とする。

i 特殊な品質管理に要する費用

(i) 土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験

(ii) 地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験

ii 現場条件等により積み上げを要する費用

(i) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用

(ii) 試験盛土等の工事に要する費用、トンネル(NATM)の計測Bに要する費用

(iii) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器(鉄筋探査等)を用いた調査に要する費用

(iv) 防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用

iii 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用

調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。

iv ICT建設機械に要する以下の費用

(i) 保守点検

(施工箇所が点在する工事においては、施工箇所ごとの施工数量によるものとするため、箇所ごとに必要額を計上するものとする。)

(ii) システム初期費用

(1工事当たり使用機種ごとに一式計上とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所ごとに計上するのではなく、1工事当たり使用機種ごとに一式計上とする。)

(iii) 3次元起工測量

(iv) 3次元設計データの作成費用

(v) 3次元出来形管理・3次元データの納品及び外注経費等にかかる費用

v その他前記i、ii、iii及びivに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

(ク) 営繕費

a 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

(a) 現場事務所、試験室等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用

(b) 労働者宿舍の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用

(c) 倉庫及び材料保管場の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用

(d) 労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用(現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。なお、貨物用モノレールを設置する場合やケーブルクレーン又はヘリコプターにより資材を運搬する場合、施工現場までの移動手段が長時間の徒歩となり、労働時間に制約を受ける場合等、必要に応じて人送モノレールを計上することができる。)

(e) 上記(a)、(b)、(c)に係る土地・建物の借上げに要する費用

(f) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用

(g) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用

(h) (a)から(g)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

b 積算方法

(a) 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、aの(a)から(e)までとする。

(b) 監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。

i 監督員詰所

- ・ 設置撤去する場合 $E_k = A(500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
- ・ 設置のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
- ・ 撤去のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
- ・ 損料のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M) + t \cdot M$

ただし、 E_k ：監督員詰所に係る営繕費

(E_k には、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記 t の費用が含まれる。)

A ：建物面積 (m^2)

(建物面積は、人員2名は、 $25 m^2$ を標準とする。ただし、現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することができる。)

M ：月数

(必要日数を30日で除し、小数第2位を四捨五入し、1位とする。)

t ：次の項目に要する費用

1. 備品(机、いす、黒板、温度計、書箱、時計、エアコン、消化器、湯沸器、ロッカー、応接セット)に要する費用
2. 備品は損料として13,800円/月を計上する。
3. その他、現場条件により積上を要する費用

(注1) 備品及び車庫を計上する場合は、特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。

(注2) 上記の E_k については、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。

(注3) 電気、水道、ガスに係る既設の供給管(線)と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することができる。

(注4) 監督員詰所の設置に当たり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することができる。

ii 火薬庫類

(i) 火薬庫類の計上区分

㊦ 大規模工事(1工事の火薬使用量が、20t以上の工事)

表6-15 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格
火 薬 庫	2級火薬庫 鋼製移動式 2t庫 5.0 m^2
火 工 品 庫	鋼製移動式 1t庫 3.2 m^2
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 m^2
火 工 所	組立テント式 1.9 m^2

(注) 各都道府県の条例、現場条件等により、現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は、小規模工事に準じる。

㊧ 小規模工事(大規模以外の工事)

表6-16 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取扱所	鋼製移動式 3.2 m^2	1日の使用量が25kg以下の場合 は計上しない
火工所	組立テント式 1.9 m^2	

(注) 交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると

判断される場合又は、各都道府県等で条例、その他別途定められている場合においては必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

(ii) 火薬庫類の営繕損料

表6-17 1現場当たり火薬庫類損料

火薬庫類等	規 格	損料 (円)
火薬庫	2級火薬庫 鋼製移動式 2 t 庫 5.0m ²	620,000
火工品庫	鋼製移動式 1 t 庫 3.2m ²	523,000
取扱所	鋼製移動式 3.2m ²	459,000
火工所	組立テント式 1.9m ²	54,000

(注) 1. 損料は、2年以下一律。

2. 1現場当たりの使用期間が2年を超える場合は次のとおりとする。

2年を超え4年以下の場合は、上表損料の40%増とする。

4年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮し別途積算する。

3. 火薬庫類損料には、火薬庫類の設置・撤去、立入り防止柵、警報装置等の費用を含む。

(iii) 保安管理費

㊦ 火薬庫、火工品庫を設置する工事に当たっては、火薬類盗難防止に万全を期するため、必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。

ただし、上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし、次式により算定する。

保安管理費＝火薬庫類設置期間（月）×30日／月×普通作業員単価（昼間単価）

(注) 火薬庫類設置期間は、火薬を使用する工程の設計工程から求めるものとし、0.5ヵ月単位（二捨三入）とする。

㊧ 火薬庫類の設置に当たり土地の借上げが必要な場合は、別途考慮することができる。

(c) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化に要する費用「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長通知）により積算するものとする。

(d) その他、現場条件等により積上げを要する費用

(e) 同一の事業（事業名によらず、同種の事業内容であった前身の事業を含む。）により設置された作業施設を使用して工事を施工する場合には、当該作業施設の使用に要する費用相当額を営繕費から控除するものとする。

(ケ) 安全費

a 安全費として積算する内容は次のとおりとする。

(a) 安全施設等に要する費用

(b) 安全管理等に要する費用

(c) (a)及び(b)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

なお、交通管理に要する費用（交通誘導員及び機械の誘導員等の費用）については、直接工事費のその他の費用に積上計上するものとする。

b 積算方法

(a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記aの(a)及び(b)のうち下記の項目とする。

i 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用

ii 不稼働日の保安要員等の費用

iii 表示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置・撤去補修に要する費用及び使用期間中の損料

iv 夜間工事その他照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な

照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く。）

- v 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
 - vi 酸素欠乏症の予防に要する費用
 - vii 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。）
 - viii 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む。）
 - ix 安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む。）
 - x 安全委員会等に要する費用
 - xi 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用
- (b) 上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。
- i 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理要員等に要する費用
 - ii バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善費に要する費用
積算方法は、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長通知）による。
 - iii 高圧作業の予防に要する費用
 - iv 河川および海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
 - v ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
 - vi トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）の費用として、1 工事当たり次式により「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。
$$\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 \text{ 円} + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$$

なお、この計算式は呼吸用保護具の規格が B 級（半面形面体）の場合に適用する。
このほかの規格を適用する場合は別途考慮するものとする。
なお、総労務費とは、1 工事当たりのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む。）合計額とする。
(注) B 級とは、濡れ率の性能等級を示す。
 - vii 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
 - viii 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測 A に要する費用は除く。）
 - ix その他、現場条件等により積上げを要する費用

イ 現場管理費

(ア) 工種区分

現場管理費は、表 6-1 に掲げる工種区分に準じて算定するものとする。

(イ) 算定方法

現場管理費は、表 6-18（第 1 表から第 4 表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

現場管理費 = 純工事費 × 現場管理費率 (Jo)

なお、純工事費については、「第 6 の 1 (2) ア (イ) の共通仮設費の率計算による部分」の表 6-2 間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。

表6-18 工種区分別現場管理費率
第1表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
河川工事		44.05	1,118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34
治山・地すべり防止工事		46.27	1,229.5	-0.2081	16.48
海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84
森林整備		43.09	347.3	-0.1324	22.34
道路工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69
P C橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54
公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34

第2表

工種区分	純工事費	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
橋梁保全工事		65.88	1,465.2	-0.1968	31.45

第3表

工種区分	純工事費	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
道路維持工事		60.33	613.0	-0.1598	32.29

第4表

工種区分	純工事費	1000万円以下	1000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする (%)	(注)1の算定式より算出された率とする。ただし、変数の値は下記による。		下記の率とする (%)
			A	b	
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52

(注)1. 現場管理費率(Jo)の算定式

$$J_o = A \times N p^b \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。})$$

ただし、 J_o : 現場管理費率(%)

N_p : 純工事費(円)

A、b : 変数値

2. 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山・地すべり工事に2%加算するものとする。

3. 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準じるものとする。

(ウ) 現場管理費率の補正

a 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間を考慮して、表6-18 工種区分別現場管理費率を2.0%の範囲内で加算することができるものとする。

ただし、次の「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」と「緊急工事の場合」を合わせて適用する場合の補正值の上限は、2.0%とする。

(a) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

i 積雪寒冷地域の範囲

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

ii 積雪寒冷地の適用期間は、次表のとおりとする。

表6-19 積雪寒冷地の適用期間

施工期間	運用地域	備 考
11月1日 ～3月31日	北海道、青森県、 秋田県	積雪地特性として11月中の降雪が5日以上あること
12月1日 ～3月31日	上記以外の地域	

iii 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

iv 現場管理費の補正率は、次によるものとする。

$$\text{補正率 (\%)} = \text{冬期率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{冬期率} = \frac{\text{12月1日～3月31日 (11月1日～3月31日) までの工事期間}}{\text{工 期}}$$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間についても準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

表6-20 補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1 級 地	1.80
2 〃	1.60
3 〃	1.40
4 〃	1.20

(注) 1. 冬期率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 補正率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

(b) 緊急工事の場合

緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる緊急を要する工事で、災害復旧事業又はこれと同等の緊急を要する工事とする。

b 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

(a) 表6-21の適用条件に該当する場合、第6-18(第1表～第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表6-21 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件	補正係数	適用優先
		対象		
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	道路維持工事			
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鉄橋架設工事を対象とする。	1.2	2
	舗装工事			
	道路維持工事			
市街地(DID補正)(1)-1	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1)-1	道路維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする)。	1.2	3
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(2)-1	道路維持工事	一般交通影響有り(1)-1以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)。		
	舗装工事			
	橋梁保全工事			

市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
一般交通影響 有り (1) - 2	道路維持工事、 舗装工事、橋梁 保全工事以外の 工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道)において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	5
一般交通影響 有り (2) - 2	道路維持工事、 舗装工事、橋梁 保全工事以外の 工種	一般交通影響有り(1) - 2以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	6
市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、 道路維持工事、 舗装工事、橋梁 保全工事以外の 工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	7
山間僻地 及び離島	全ての工種	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	8

(注) 1 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

c 設計変更の取扱い

(a) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記a及びbのほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正率を設定することができるものとする。

(b) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは、当初計上していたが上記条件の変更により補正できることとなった場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

d 支給品の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

e 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合の取扱い

(a) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。

(b) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。

f 現場管理費の計算

現場管理費率標準値は、表6-18による。

施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率×補正係数)＋補正值}

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率は、表6-18(第1表～第4表)による。

補正係数は、(ウ) b 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(ウ) a 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率 J o の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) 一般管理費等及び消費税等相当額

ア 一般管理費等の算定

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、表6-22の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率 (Gp)

表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	(注)1 一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(注)1. 一般管理費等率算定式

$$Gp = -4.97802 \cdot \log(Cp) + 56.92101$$

ただし、Gp：一般管理費等率 (%)

Cp：工事原価 (単位：円)

Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. なお、工事原価については、「第6の1(2)ア(イ) a 共通仮設費の率計算による部分」表6-2間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

イ 一般管理費等率の補正

前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

(ア) 前払金支出割合の相違による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表6-23の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6-22に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表6-23 前払金支出割合による補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) アで求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) 契約の保証に係る補正

上記(ア)の補正值に、表6-24の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。

表6-24 契約保証に係る補正

契約保証の方法	補正值 (%)
ケース1 発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
ケース2 発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
ケース3 上記以外の場合	補正しない

(注) 1. ケース 3 の具体例は以下のとおりである。

予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合

2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

2 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。

第7 請負工事費以外の工事費（附帯工事費、測量設計費、用地費、補償費等）の積算基準

1 附帯工事費

附帯工事費は、治山関係事業及び林道関係事業の工事の施工によりほかの施設の全部若しくは一部の機能若しくは効用が失われる場合、又はほかの施設、人家等に被害を与えるおそれがある場合にこれを回復、又は被害を防止させるための施設を施工する工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用とする。

その積算方法は、都道府県知事等（当該附帯工事に係る施設の管理者である都道府県知事等を除く。）が直接施工する場合と、当該附帯工事に係る施設の管理者が施工する場合とに区分し、次によるものとする。

(1) 都道府県知事等が直接施工する場合

附帯工事に要する費用のうち、第4の1の本工事費の内容に相当する部分について積算する。

なお、附帯工事に要する部分の費用のうち、測量設計費、用地費及び補償費等の内容に相当する部分の費用は、それぞれの該当費用により積算する。

(2) 附帯工事に係る施設の管理者が施工する場合

当該附帯工事に係る工事費（本工事費、測量設計費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費及び工事雑費の相当額）及び事務費の総額について積算する。

2 測量設計費

測量設計費は、治山関係事業及び林道関係事業の工事及び附帯工事を実施するために必要な調査、測量、設計、試験、観測等に必要な請負費、委託費とする。

ただし、当該区域及び当該路線に係る本工事が2年度以上にわたって継続施工されるもので、当該区域及び当該路線に係る工事に関する全体計画が策定されている場合には、当該年度施工予定箇所を含む当該全体計画に関連する測量設計費を含めることができる。

請負工事費及び附帯工事を実施するための測量設計費については、別に定める基準により積算するものとする。

3 用地費及び補償費

用地費及び補償費は、森林整備保全事業の工事の施工に必要な土地等の買収費、借料（現場事務所、宿舍等の敷地購入費等を除く。）及び施工によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施工する補償工事に要する費用を含む。）とする。

ただし、当該区域に係る工事が2年度以上にわたって施工されるものであり、当該区域に係る工事に関する全体計画が策定されている場合には、当該年度施工予定箇所を含む当該全体計画に関連する用地費及び補償費を含めることができる。

用地費及び補償費の積算方法は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）を適用するものとする。なお、治山関係事業については、「民有林直轄治山事業等に伴う損失補償の取扱について（昭和43年1月25日付け43林野治第1号）」に準ずるものとする。

ただし、都道府県等において当該事項について別に取扱要領等を定めている場合はこれによることができる。

4 船舶及び機械器具費

船舶及び機械器具費は、治山関係事業の直轄に係る工事の実施に必要な船舶、機械、器具及び車両（乗用車を除く。）の購入費（備付費を含む。）、建造費、補修費、借料、損料、保管料等を積算するものとする。

5 機械器具費

機械器具費は（乗用車を除く。）は、治山関係事業及び林道関係事業の補助に係る工事を施工する場合、事業主体が機械器具等を請負事業者に貸与して工事を施工させることが特に必要と認められるときは、これに要する費用を積算することができる。

6 営繕費

営繕費は、治山関係事業及び林道関係事業に係る工事の施工に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築、改築、購入、修繕等に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費、借料及びこれに附帯する電気、電話、水道、ガス、排水等の工事に要する費用とし、積上げにより積算することができる。

7 宿舍費

宿舍費は、治山関係事業の直轄に係る工事の実施に直接必要な宿舍及び合宿所の新築・改築・購入・修繕等に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費・借料及びこれらに附帯する電気、電話、水道、ガス、排水等の工事に要する費用を積算する。

8 応急工事費

緊急に復旧が必要な工事のうち、応急的に施工する必要がある工事費用で、治山、地すべり及び林道施設災害復旧事業（補助事業）の応急工事費として、必要額を積算するものとする。

9 工事雑費

林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて（平成10年4月1日付け10林野政第152号林野庁長官通知）により積算するものとする。

10 事務雑費

林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて（平成10年4月1日付け10林野政第152号林野庁長官通知）により積算するものとする。

11 設計監督費

林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて（平成10年4月1日付け10林野政第152号林野庁長官通知）により積算するものとする。

12 指導監督費

林業関係公共事業の指導監督費の取扱いについて（平成10年4月1日付け10林野政第152号林野庁長官通知）により積算するものとする。

13 治山事業工事諸費

治山事業工事諸費は、治山関係事業の直轄に係る工事の実施に直接必要な職員旅費、日額旅費、庁費、工事雑費、車両費、自動車重量税及び賠償償還及び払戻金を積算するものとする。

第8 災害復旧事業等の査定に係る積算について

治山、地すべり及び林道施設災害復旧事業及びその関連事業（林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業、林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害関連事業、林道施設災害復旧事業、林道施設災害関連事業、災害関連山村環境施設復旧事業）の査定設計に係る積算費目の取扱いについては、第6 請負工事費の積算基準に準ずるものとする。

ただし、査定設計書の積算においては、第6 の1－(3)－イ一般管理費等率の補正については適用しないものとし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第6条第1項第1号及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第6項に規定する1箇所の工事の費用の積算においては、第6 の1－(1) 直接工事費及び1－(2)－ア－(エ) 準備費のうち建設副産物の処理に要する費用、1－(2)－ア－(カ) 事業損失防止施設費及び1－(3)－イ一般管理費等率の補正については適用しないものとする。

第9 工期の設定

1 適切な工期の設定について

工期の設定に当たっては、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意のうえ、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定するものとする。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込んだ工期を設定するものとする。
- (2) 降雪期においては、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、作業不能日等を考慮した必要な日数を見込んだ工期を設定するものとする。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこととする。

2 余裕期間制度の積極的な活用

余裕期間制度については、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう積極的に活用することとする。

3 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期又は業務の履行期間を設定する必要がある場合は、国庫債務負担行為制度を適切に活用した場合の工期を設定するものとする。
- (2) 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、翌債（繰越）制度を適切に活用するものとし、必要な日数を見込んだ工期を設定するものとする。

第10-1 治山関係事業の積算書の構成及び様式

積算書の構成及び様式は、次のとおりとする。
ただし、これにより難しい場合は別に定めることができる。

1 設計総括書

(1) 表紙	別記様式	総設1号
(2) 事業細目別総括表	〃	〃 2号
(3) 機械器具費明細表	〃	〃 3号
(4) 営繕費明細表	〃	〃 4号
(5) 工事雑費明細表	〃	〃 5号

2 箇所別設計書

(1) 表紙	別記様式	設1号
(2) 設計説明書	〃	〃 2号
(3) 施工経費総括表	〃	〃 3号
(4) 請負工事費内訳表	〃	〃 4号
(5) 測量設計費内訳表	〃	〃 5号
(6) 用地費及び補償費内訳表	〃	〃 6号
(7) 明細表	〃	〃 7号
(8) 単価表	〃	〃 8号
(9) 運搬基礎計算表	〃	〃 9号
(10) 各種計算表	〃	〃 10号
(11) 労務資材調書	〃	〃 11号
(12) 繰越資材調書	〃	〃 12号
(13) 設計変更理由書	〃	〃 13号
(14) 原設計変更設計対照表	〃	〃 14号
(15) 箇所別工種別数量表	〃	〃 15号
(16) その他		

別記様式

総設1号 表紙

令和 年度 治山事業設計総括書 県

総設2号 事業細目別総括表

事業細目別総括表									
事業細目	工事費								備考
	請負 工事費	附帯 工事費	測量 設計費	用地費及 び補償費	機械器具 費	営繕費	工事 雑費	計	
計									
工事費に 対する 率 %									

記載注意

- ① 林業関係事業補助金等交付要綱別表の治山事業及び地すべり等防止事業の事業細目ごとに工事費の内訳を記載し、「計」欄にその合計額を記載する。
- ② 工事費に対する比率は、それぞれの内訳合計額の工事費合計額に対する割合を百分率で記載し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

総設3号 機械器具費明細表

機械器具費明細表							
区分	品名	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
					円	円	

記載注意

区分は、購入、製作、修理及び借料とし、それぞれの区分ごとに小計し合計する。

総設4号 営繕費明細表

営繕費明細表							
区分	名称	数量	単位	単価	金額	備考	
				円	円		

記載注意

- ① 区分は、新築、購入、移築、修繕及び借料とし、それぞれの区分ごとに小計し合計する。

- ② 名称は、現場事務所、労務者宿舎等とする。
- ③ 「備考」欄には、所在地等を記載する。

総設5号 工事雑費明細表

工 事 雑 費 明 細 表						
区 分	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
				円	円	

記載注意

- ① 区分は、報酬、賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等とし、それぞれの区分ごとに小計し合計する。
- ② 「備考」欄には、積算の基礎、規格等を記載する。

設1号 表紙

第 号		流域 県	郡 市	川支流 町 村	字	川 地内
令和 年度	事業設計書					
						審査者
						設計者

記載注意

番号は、補助金交付申請書の番号と一致すること。

設2号 設計説明書

		設 計 説 明 書			
施工箇所	市 町大字 字 番地 郡 村				
所有者				新継別	新規・継続
施工面積及び経費	山腹工事面積 ha		渓間安定面積 ha		経費 円
概況	地 況	標高 m・地質 ・基岩 ・土壌 ・傾斜角 傾斜方向 ・流域面積 ・その他			
	林 況 気 象	樹種 ・林齢 ・疎密度 ・植生状況 ・その他 年平均降水量 mm・気温 度・最大日雨量 mm・最大1時間雨量 mm 気温 最高 度 ・積雪量 m ・積雪期間 ・その他 最低 度			
荒廃の現況	荒廃の原因	素因 () 誘因 (年災・昭和 年 月 日 台風名 号 災害名 降雨量 mm その他)			
	荒廃の状況	崩壊地 面積 ha 荒廃溪流面積 ha (幅 m延長 m 形状 平均勾配 %)			
	被害の状況	流失・埋没田畑 (ha) ・公共施設 () ・住家 (戸) その他			
施工効果	安定面積 ha ・総抑止量 m ³ 田畑 (ha) ・住家 (戸) ・公共施設 () ・国県道 (m) 市町村道 (m) ・林道 (m) ・鉄道 (m) ・その他 ()				
施工方法	請負 () ・直営		施工 期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
保安林、保安施設地区等の関係	区分	保安林	保安施設地区	地すべり防止区域	保安林種
	指定年 (予定年)				
設計方針	1. 5箇年計画 千円・施工済 千円 2. 3.				
施工後の管理方法					
その他					

備考 防災林造成、保安林整備については本表に準じ、それぞれ必要事項を記入する。

記載注意

- ① 施工面積は、山腹工事面積及び溪間安定面積とし、次の算出方法により算出し、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 - ア 山腹工事面積は、山腹工事を施工する面積とする。
 - イ 溪間安定面積は、溪間工事により安定される溪床の面積とし、溪床の平均幅に計画勾配線が現溪床面と交わる点までの長さを乗じて算出する。
- ② 施行効果は、次により記載する。
 - ア 安定面積は、工事を施工することによって安定する面積とし、山腹工事面積と溪間安定面積の合計とする。
 - イ 総抑止量は、総貯砂量、溪岸侵食防止量及び山腹工事による土砂抑止量の合計とし、その算出は、計画勾配、地質、荒廃状況等を勘案し現地の実態に即して行うものとする。
- ③ 設計方針は、工事箇所の全体計画の方針及び当年度実施設計との関連を記載するとともに、当年度施工工事のうち主要構造物の施工理由、必要性等を記載する。

設3号 施工経費総括表

施 工 経 費 総 括 表		
区 分	経 費	備 考
	円	

記載注意

区分は、請負工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費等とし、その合計とする。

設4号 請負工事費内訳表

請 負 工 事 費 内 訳 表							
区 分	名 称	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
					円	円	

記載注意

- ① 区分は、直接工事費、間接工事費及びその小計（工事原価）、並びに一般管理費等に区分する。
- ② 名称は、直接工事費にあつては、工事箇所の工種ごとに区分し、間接工事費にあつては、共通仮設費、現場管理費に区分して記載する。
- ③ 種別は、共通仮設費にあつては、請負施工の積算書の共通仮設費の内訳ごととし、共通仮設費の全体の計を附すものとする。
- ④ 同一設計書に直営工事と請負工事とがある場合は、それぞれ区分する。
- ⑤ 支給品のある場合は、その数量、金額をそれぞれの欄の上段に（ ）内書きで記載する。この場合、繰越材料は、赤書きとする。以下、明細書及び単価表において同じとする。

設5号 測量設計費内訳表

測 量 設 計 費 内 訳 表						
区 分	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
				円	円	

記載注意

- ① 区分は、調査業務、測量業務及び設計業務とする。
- ② 「備考」欄に、直営、委託、請負別を記載する。

設6号 用地費及び補償費内訳表

用 地 費 及 び 補 償 費 内 訳 表		
名 称	金 額	備 考
	円	

記載注意

用地補償、立木竹補償等に区分、その算出基礎を明らかにした各種計算表を添付する。

設7号 明細表

No. 明 細 表						
構造						
種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	明細表及び 単価表番号	備 考
			円	円		

記載注意

- ① 積算の複雑な工種等について作成する。
- ② 「構造」欄には、構造の概要を記載する。
- ③ 「備考」欄には、算出基礎等必要な事項を記載する。

設8号 単価表

No. 単 価 表 当 たり						
構 造						
名 称	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
				円	円	

記載注意

- ① 同一名称のものは一括計上し、その下に内訳を記載する。
- ② 「備考」欄には、歩掛及び資材単価の算出基礎等必要な事項を記載する。

設 9 号 運搬基礎計算表

第 号 運 搬 基 礎 計 算 表													
型式		許容荷重				使用機械							
総延長		有効期間		傾斜角			資材載荷可能重量						
運搬物	運搬物総量	単位の重量	1回の運搬重量	1回の運搬容積	機械運行速度	1回の所要時間			1日の運搬回数	1日の運搬量	1時間の運搬量	総運搬所要時間	総運搬所要日数
						往復	積卸	計					

記載注意

- ① 索道、ケーブルクレーン等により運搬する場合に作成する。
- ② 資材載荷可能重量は、各種計算表により算出する。

設 10 号 各種計算表

各 種 計 算 表												

記載注意

各種の明細表、単価表等に明示できない積算の複雑なものについて、その算出方法を記載する。

設 11 号 労務資材調書

労 務 資 材 調 書													
工 種 労務資材	形状寸法								計	単位	単価	金額	備考
											円	円	

記載注意

直営施工の場合においては全てのものについて、請負施工の場合においては特に必要とするものについて作成する。

設 12 号 繰越資材調書

繰 越 資 材 調 書					
品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
			円	円	

記載注意

- ① 前年度よりの繰越資材を使用する場合に作成する。
- ② 数字は、赤書きとする。

設 13 号 設計変更理由書

設 計 変 更 理 由 書				
事業細目	申請番号	箇所		
承認 区分		該当事項		
協議 区分	変 更 の 理 由	変 更 の 内 容		

記載注意

- ① 事業細目は1の(2)の事業細目を、申請番号は、補助金交付申請書の番号を記載する。
- ② 承認、協議区分は、「大臣」、「長官」又は「その他」とする。
- ③ 区分は、変更事項別とする。
 - 1) 設計書(変更)の記載は原設計を黒書きし、変更部分を赤書きする。
 - 2) 変更設計と原変更の単価が同一のときは、単価表を省略することができる。この場合、内訳表及び明細表の「備考」欄にその旨を記載する。
 - 3) 施工箇所の変更について設計書を作成し、変更設計理由書を添付する。

設 14 号 原設計変更対照表

原 設 計 変 更 対 照 表										
工種及 び種別	原 設 計			設 計 変 更			増 減 (減は△)			備 考
	数量	単価	金 額	数量	単価	金 額	数量	単価	金 額	
		円	円		円	円		円	円	

記載方法

- ① 本表は、請負工事費及び附帯工事費については請負工事費内訳表に準じ、かつ、測量及び試験費並びに用地費及び補償費を計上して作成する。
- ② 「備考」欄には、数量及び金額について、原設計に対する変更率を記載する。

設 15 号 箇所別工種別数量表

No. 箇 所 別 工 種 別 数 量 表								
箇 所	山腹工事 面 積	工 種						備 考

記載注意

同一設計書中に施工箇所が2箇所以上ある場合に作成する。

設 16 号 その他

- (1) 任意仮設における積算根拠の図面等を作成する。
- (2) その他積算に必要な書類を作成する。

第10-2 林道関係事業の積算書の構成及び様式

積算書の構成及び様式は、次のとおりとする。
ただし、これにより難しい場合は別に定めることができる。

(1) 設計書の構成は次のとおりとする。

ア	民有林林道事業設計書（表紙）	第1号様式
イ	設計総括表	第2号様式
ウ	事業費総括表	第3号様式
エ	請負工事費内訳表	第4号様式
オ	付帯工事費内訳表	第4号様式に準ずる。
カ	測量設計費内訳表	第5号様式
キ	用地費及び補償費内訳表	第6号様式
ク	工事雑費内訳表	第7号様式
ケ	明細表	第8号様式
コ	単価表	第9号様式

(2) 変更設計

設計を変更する場合は、その理由書及び原設計変更設計対照表を添付した変更設計書を作成する。

第1号様式 設計書様式

民有林林道事業設計書

令和 年度

路線名	線	事業名	事業
		林道区分	
林道種類		幅員	

施行主体	県・市・町・村・組合施行		
工事施工箇所	郡		
	県	市	町村 大字
	職名	氏名	印
審査者			
設計者			

第2号様式-1

設計総括表

	延長	単価	事業費	摘要
全体計画	m	m	千円	
既開設				
当年度				
次年度以降				

利用区域

所有別	針広別	面積	蓄積
民有林	針葉樹	ha	m ³
	広葉樹		
	計		
国有林	針葉樹		
	広葉樹		
	計		
計	針葉樹		
	広葉樹		
	計		

第2号様式-2 (災害用)

設計総括表

箇所番号	災害名		災害発生年月日	
	申請	決定	摘要	
延長	m	m		
事業費	千円	千円		
うち未成	千円	千円		
うち転属	千円	千円		

(注) 決定の事業費・うち未成・うち転属欄には、上段括弧書きで国庫補助の対象とする経費を記載する。

利 用 区 域

所 有 別	針 広 別	面 積	蓄 積
民 有 林	針 葉 樹	ha	m ³
	広 葉 樹		
	計		
国 有 林	針 葉 樹		
	広 葉 樹		
	計		
計	針 葉 樹		
	広 葉 樹		
	計		

第 3 号 様 式

事 業 費 総 括 表

費 目	金 額	摘 要
事 業 費		
工 事 費		
請 負 工 事 費		請負工事費内訳表のとおり
附 帯 工 事 費		附帯工事費内訳表のとおり
測 量 設 計 費		測量設計費内訳表のとおり
機 械 器 具 費		第○号明細表のとおり
営 繕 費		〃
用 地 費		用地費及び補償費内訳表のとおり
補 償 費		〃
工 事 雑 費		工事雑費内訳表のとおり
応 急 工 事 費		
事 務 雑 費		
指 導 監 督 費		

(注) 消費税等相当額を上段に外書する。

第4号様式

請負工事費内訳表

費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要
直接工事費	切土					第○号明細表のとおり
	盛土					〃
	路盤工					〃
	石積工					〃
	ブロック積工					〃
	法面保護工					〃
	擁壁工					〃
	防護施設工					〃
	橋梁工					〃
	標識工					〃
					〃
直接工事費計						
間接工事費	共通仮設費					第○号明細表のとおり
	現場管理費					純工事費×○%=○
	間接工事費計					
工事原価						
一般管理費等						工事原価×○%=○
工事価格						
消費税相当額						
請負工事費計						

第5号様式

測量設計費内訳表

節	細分	金額	積算内訳
○○委託料			
○○請負費			
合計			

第6号様式

用地費及び補償費内訳表

費目	区分	数量	単位	単価	金額	摘要
用地費	宅地			円	千円	
	畑					
	山林					
	その他					
補償費	住宅					
	店舗					
	事務所					
	倉庫					
合計	立木					
	その他					
合計						

(注) 1 区分の欄の「その他」については、基地、車庫等の区分を摘要欄に記載すること。

2 区分ごとに算出基礎内訳書を添付すること。

第7号様式

工 事 雑 費 内 訳 表

節	細 分	金 額	積 算 内 訳
合 計			

第8号様式

明 細 表

No.

名称	種別	計上 寸法	数量	単位	単価	金額	単価表 番号	摘 要

第9号様式

単 価 表

No.

名称	種別	計上 寸法	数量	単位	単価	金額	単価表 番号	摘 要

第 11-1 治山関係事業の設計図の作成等

設計図は、原則としてこの要領に定めるもののほか、土木製図通則（J I S A0101）及び土木製図基準（土木学会制定）を準用するものとする。

1 位置図

位置図は、原則として国土地理院作成の5万分の1地形図に次により所要事項を記入し図面とする。

なお、箇所全体の計画がある場合は、当該全体計画についても所要事項を記号等により記入する。

- (1) 工事箇所：赤色でその位置に記号を附するか又は工事区域を含む。
- (2) 流域界：紫色の線で流域を明示する。
- (3) 国有林界：淡緑色の線で国有林界を明示する。
- (4) 保安林等：淡青色の染で保安林等を含む。（保安林等予定地は点線で囲む）。
- (5) 砂防等指定地：黄色の線で砂防指定地又は急傾斜崩壊対策防止区域を含む。
- (6) ほか所管工事：薄黒色の線で囲むか、又は工事の所管省庁名を黒色の記号（国、砂、農、漁等）で明示する。
- (7) 保安対策：橙色の線で囲む。
- (8) 地すべり指定地：茶色の線で地すべり指定地を囲み、所管省庁名を記号（国、林、農）で明示する。
- (9) その他：その他所管区分、地質等必要な事項を記号等により記入する。

2 平面図

平面図は、当年度施工する構造物（附帯施設、指定仮設等を含む、以下同じ。）、仮基準点等の位置を明示した図面とする。

また、当該構造物の設計、施工に関連する既設構造物、次年度以降計画構造物及びほか所管構造物（以下総称して「ほかの構造物」という。）並びに測量線、等高線その他設計、施工上必要なものを記入するものとする。

なお、構造物に係る当年度施工、既設、他所管、次年度以降の図示区分並びにその他各事業ごとの所要事項の図示事項、記入事項、縮尺は次表を原則とする。

事業名等	図示事項	記入要領等	縮尺
共通	① 当年度施工、太実線 ② 既設、他所管、中太実線 ③ 次年度以降、細実線 ④ 仮基準点、記号により位置、高さを表示 ⑤ ほか所管施設（ほか所管構造物を除く。）公共施設、人家、タメ池その他必要な事項を記号（地形図の記載例を参考とする。）等により表示 ⑥ 調査、試験等を行った場合は、その調査種別、位置等を表示。 ⑦ その他設計、施工条必要となる事項。	① 線により区分が困難な場合は色（位置図に準ずる）又はハッチを附し、年度所管又は構造物の種類を明らかにする。	
復旧治山 予防治山	① 溪間工事 上流部の荒廃状況、溪流状		1/1000以上 なお、構造物間

<p>激特治山等</p>	<p>況、不安定土砂の位置、地質等設計・施工上必要な事項</p> <p>② 山腹工事 ア 一の山腹について全体を設計することを原則とする。 イ 一の山腹について、施工区域、施工不能地、岩石地等の区域を明らかにするとともに、工種配置を明確にする。 ウ 設計、施工に必要な湧水点、法カブリ、亀裂、地質等の地況。</p>	<p>の関係を明確にする必要があるは大縮尺</p> <p>1/500以上 なお、小面積の場合又は重要な保全対象のある場合は大縮尺とする。</p>
<p>防災林造成</p>	<p>① 海岸防災林 ア 主風方向、潮流、海浜（汀線、海底の変化等）状況 イ ほかの構造物の法線。位置関係等</p> <p>② 海岸防災林造成以外 ア 主風方向、なだれ発生区域、林況等設計・施工上必要な因子。 イ その他山腹工事に準じた事項</p>	<p>山腹工事に準ずる。</p>
<p>保安林整備</p>	<p>① 保安林改良林 改良区域及び工種の配置等山腹工事に準じた事項</p> <p>② 共生保安林整備 箇所全体の植栽、道路、その他施設等造成に関する基本計画、自然環境（地形、土壌、林況等）、社会環境（交通周辺土地利用状況、レクリエーション地等）を表示した図面。</p>	<p>山腹工事に準ずる。</p>
<p>地すべり等防止</p>	<p>① 地すべり等防止区域、箇所全体の基本計画等。</p> <p>② 亀裂、移動方向、湿地、湧水点露頭、不動地盤等設計・施工上必要な事項</p> <p>③ その他山腹工事に準じた事項。</p>	<p>山腹工事に準ずる。</p>
<p>保安林管理道整備</p>		

3 縦断面図

縦断面図は、溪流、水路等の縦断測線の断面及び平面図における主要区域（主要構造物のある区域、縦断的变化の特に大きい区域、設計・施工上特に必要とする区域等）の縦断について、その勾配、地盤高、計画勾配、計画高等を図示するとともに、構造物の位置及び高さ、前後のほかの構造物、ほかの施設等設計・施工上必要な事項を横断的に図示した図面とする。

なお、地すべり防止工事等で設計・施工上重要な条件となる地下の地質、すべり面、水文等地下の状況を表示する。

縦断面図の記入方法、縮尺等は、原則として平面図に準ずる。

4 横断面図

横断面図は、主要構造物の断面及び水路、道路、山腹、海岸工事等で横断的变化のある区域、設計・施工上特に必要とする区域と党の横断について、その地形、岩盤線、中心線、測線。計画地盤高等を明示するとともに、主要構造物の位置、高さ、床堀線、前後の関連等設計・施工上必要な事項を図示した図面とする。

なお、地すべり防止工事等で設計・施工上重要な条件となる地下の地質、すべり面、水文等地下状況を図示するものとする。

横断面図の記入方法は、原則として平面図に準ずる。縮尺は可能な限り大縮尺とする。

5 構造図及び詳細図

構造図は、原則として一体となる構造物ごとに当該構造物の側面（断面）、正面及び平面を表示し下記事項を記入するものとする。

当該構造物の構造が複雑な場合はその部分についての詳細図を構造図に準じ作成するものとする。

なお、縮尺は1/100以上とする。

6 一般図又は定規図

一定の規格の構造物等を使用する場合は、原則として当該構造物の図面を添付する。

また、現地に即応して施工する必要がある構造物の場合は、定規図又は標準構造物を作成し、別途その仕様を定めるものとする。

なお、縮尺は1/100以上とする。

7 数量表及び数量計算表

数量表及び数量計算表は、施工箇所における、構造物ごとの資材の種類、規格、数量等を明示した表及びその算出根拠を記載した表とする。

数量表は、平面図、構造図、一般図又は定規図等に明記するか、別表により明記する。

8 設計図の標題

設計図の標題は、各設計図面ごとに下記事項を記載するものとする。

なお、標題は、原則として右下隅に記入するものとする。

(1) 都道府県等において直営で設計する場合

- ア 工事名
- イ 施工地
- ウ 事業名
- エ 図面名、図面番号、作成年月日
- オ 事務所名
- カ 設計者、照査者等を明らかにしたもの
- キ その他

(2) 設計業務を委託した場合

(1)に定めたもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 受託会社名

- イ 受託会社の責任者、主任技術者、設計者、製図者、測量者等を明らかとしたもの。
- (3) 設計変更を行った場合
設計図の標題の下に、変更年月日、及び変更設計者を記入する。

9 その他

- (1) 設計図面等の資料として必要ある場合は、設計条件、設計根拠の資料説明書等を適宜な様式により添付する。
- (2) 変更設計又は精算図、原設計と変更設計又は精算の関係が明らかとなるように色（通常変更を赤色とする）、又は線により区分し、図示した図面とする。
なお、当該構造物の構造が複雑な場合、又は著しい変更がある場合等で原設計図を使用することが不適當と認められるときは、新たに変更設計図を作成するものとする。

第 11-2 林道関係事業の設計図の作成等

1 位置図

国土地理院発行の縮尺 5 万分の 1 以上の地形図を使用し、次により所要事項を記入する。

(1) 路線

既 設……黒線（施工年度を数字で記入）

当 年 度……朱線を引く。

次年度以降……朱の点線を引く。

(2) 利用区域

民 有 林……淡黄色で周囲を囲む。

国 有 林……淡紫色で 〃

官 行 造 林……淡緑色で 〃

保 安 林……橙色で 〃

（計画保安林は輪かくをして中はハッチング）

(3) 搬出経路……茶色線を引く。

(4) 残土処理場……残で表示する。

2 平面図

(1) ほかに官庁所管の工作物には、次の記号を付する。

農地関係工事……農

国交関係工事……Ⅱ、砂

発電関係工事……發

国道……国

都道府県道……県

市町村道……村

治山関係……治

(2) 縮尺は 1/1000 とする。ただし詳細平面図にあつては 1/200～1/500 とすることができる。

(3) 必要に応じ位置図に準じて残土処理場を記入する。

(4) 測点及び測点番号並びに中心線を記入する。

(5) 次の事項をそれぞれの記号で示す。

交 点……◎（I. PNO……）

測点（20m に 1 点ずつ設ける）……○（NO……）

間点、測点間で地形の変化点に設ける……／（+）

起 点……◎（B. P 又は S. P）

終 点……◎（E. P）

曲線始点……●（B. C）

曲線中点……●（M. C）

曲線終点……●（E. C）

水準基準点……■（B. M）

(6) 曲線半径を記入する。

(7) 主要工作物（橋梁、排水設備、トンネル、家屋、鉄道、水路、接続道路等）を記入する。

(8) 等高線を入れ、さらに地況の概要（河川、崩壊地、山林、原野、田畑、沼、池等）を記入する。

(9) 行政区界を記入する。

(10) 曲線数値表を取りまとめて記入する。

3 縦断面図

- (1) 縮尺は垂直面を 1/100、又は 1/200 とし、水平面の縮尺は 1/1000 又は 1/2000 とする。
- (2) 曲線（半径長及び方向）、測点及び測点番号、水平距離、水平逶加距離、地盤高、計画高、切高、盛高、勾配、勾配緩和曲線、トンネル、橋梁、排水施設、分岐線、交叉点等を記入する。

4 横断面図

- (1) 縦断面図の測点ごとに作成する。
- (2) 縮尺は 1/100 又は 1/200 とする。
- (3) 次のものをそれぞれ記入する。
 - ア 河川、沢、沼、湖、池等の平常水位及び高水位
 - イ 切高、盛高及びその断面積
 - ウ 法長及び法勾配
 - エ 練積の場合は、中間に一線をひき空積と区別する。
 - オ 側溝

5 構造図

- (1) 構造の複雑な工作物について必要に応じ一般図、構造図、詳細図及び展開図に区分して作成し、側面（断面）、正面、平面等を図示する。
- (2) 縮尺は 1/500 以上とする。
- (3) 次のものを記入する。
 - ア 平常水位及び高水位
 - イ 材料表及び数量計算表

6 標準図

- (1) 必要に応じ土工標準図及び構造標準図に区分して作成する。
- (2) 縮尺は 1/10～1/100 とする。
 - ア 土工標準図
幅員、切土、盛土、石積、側溝、擁壁等の寸法及び法勾配を図示する。
 - イ 構造標準図
溝渠（開渠、暗渠等）についてはその大きさごとに、トンネルについては、掘削及び捲立断面、坑門型枠、支保工、舗装厚、排水溝等を図示する。

7 設計図の表題

路線名	線	事業名	事業
林道区分	級別区分	級	設計速度
年度		施行主体	
名称	図	葉中	番
施行地	県	郡	町 番地
縮尺	審査者	設計者	

8 線の区分

- 切盛計画線……………太実線
- 構造物の実体線……………中太実線
- 現地形線……………細実線
- 岩盤線……………細点線
- 寸法線及び寸法補助線……………細実線
- 見えない部分の構造を示す線……………中破線
- 中心線及び切断線……………細一点鎖線

9 その他

- (1) 附帯工事及び営繕工事についても必要な図面を作成する。
- (2) 変更設計書に添付する図面は、原設計の図面に変更部分を赤色の破線で記入したものと
する。
- (3) 略記号

設計図に記入する略記号は、原則として次によるものとする。なお、設計図以外の場合に
あっても、この記号を用いることができる。

名 称	略記号	名 称	略記号
中心線	£	土質区分の土砂	S
起点	B. P	土質区分の岩石	R
終点	E. P	水準基標	B. M
測点	S. P	横断基線	D. L
区間距離	D	前視	F. S
延長	L	後視	B. S
破線	B. R. C	器械高	I. H
破鎖	I. P	移器点	T. P
交点	I. A	地盤高	G. H
交角	A	施工基面高	F. H
曲線半径	R	施工基面	F. L
接線長	T. L	勾配	G
正割長	S. L	勾配差	i
曲線長	C. L	横断曲線	V. C
曲線始点	B. C	縦断曲線の昇落度	γ
曲線中点	M. C	縮尺	S
曲線終点	E. C	勾配変移点の基準高	H
曲線	C	勾配変移点間距離	L
複合曲線接続点	P. C. C	径	ϕ
背向曲線接続点	P. R. C	長さ	l
切高	C. H	幅	b
盛高	B. H	厚さ	t
切土面積	C. A	重量	W
盛土面積	B. A	高水位	H. W. L
切土量	C. V	平均水位	M. W. L
盛土量	B. V	低水位	L. W. L

注 略記号中の区切り点は省略することができる。

第11-3 数量計算及び単位等

治山関係事業及び林道関係事業に係る資材等の数量、土工量の計算等は原則として次の方法等によるものとする。

なお、現地の状況及び工事規模等により、本計算により難しい場合は別途定めることができるものとする。

1 数量の計算方法

(1) 計量単位は国際単位系（S I）による

(2) 数量の計算は、1数式ごとに別表（主要項目の数値基準等）に定める指定小数位1位まで求め、これを四捨五入し、指定小数位止めとする。

(3) 数量の計算は、数学公式によるほか、3斜誘致法、プランメーター、点格子板、クリノメータ、実物測定、図上算出等により計算するとともに、これら計算方法を応用した、両端断面積平均断面法、中央断面法、矩形柱体法・三角柱体法等土木関係事業等に一般に使用されている計算方法により算出するものとする。

(備考)

- ・ 林道等における切土及び盛土の体積は、両断面積を平均したものにその断面間の距離を乗じたものの総和とする。なお、急曲線部等でこれによりがたい場合は別に定める方法により算出する。
- ・ 橋台等の構造物の床堀は、工作物の縦横断面図を作成し、構造又は地質等の変化点ごとの平均断面にそれぞれの区間長を乗じて算出する。
- ・ ブロック積、石積等の面積は、構造図等から平均法長に平均延長を乗じて算出する。
- ・ 積石、張石の体積は、間知石、雑間知石及び雑割石については構造物の面積控長の1/2を、野面石については、2/3を乗じて算出する。
- ・ 足場数量は、足場設置地盤から構造物の平均高（フーチングがある場合はフーチング高を除く。）に延長を乗じて算出する。（直高2.0m未満は計上しない。）
- ・ 支保工空体積は、構造物内法の最大平均幅に最大平均高を乗じ、更に平均長を乗じて算出する。
- ・ プランメーターで面積を算出する場合は、3回算出したものを平均する。

(4) 丸太の体積は、「素材の日本農林規格」（昭和42年12月8日農林省告示台1841号）による。

(5) 設計数量からの控除等について

ア 鉄筋コンクリート中の鉄筋は控除しない。

イ 基礎コンクリート中の杭頭は控除しない。

ウ 鋼材中の鉋孔、隅欠き等は控除しない。

エ コンクリート構造物の面取りは控除しない。

オ コンクリート構造物の伸縮継目の間隔は控除しない。

カ コンクリート構造物の内径30cm未満の水抜孔等は、コンクリート数量から控除しない。

キ コンクリート構造物の0.5㎡以下の水抜孔等は型枠数量から控除しないことができる。

ク ブロック積、石積等の水抜きは控除しない。

ケ 基礎栗石中の杭、胴木の立積等は控除しない。

コ 盛土の余堀りは、盛土数量に加えない。

サ 盛土両には、構造物の体積を含まない。ただし、3㎡以下の体積の構造物は盛土量に含むことができる。（林道及び保安林管理道・管理車道）

シ 内径30cm以下の管類等は、盛土量又は法面積より控除しないことができる。（林道及び保安林管理道・管理車道）

ス 斜面溝の容積は、土量に算入することができる。（林道及び保安林管理道・管理車道）

セ その他体積、又は面積が全体数量から見て僅少と認められるもの。

(6) その他

床堀、掘削、切土等の土量計算は、地山土量とし、盛土、埋戻し等は締固後の土量とする。

2 設計関係資料の取扱方法

- (1) 設計図面等の資料として必要のある場合は、設計条件、設計根拠の資料説明書等を適宜な様式により添付する。
- (2) 変更設計又は精算図は、原設計と変更設計又は精算の関係が明らかとなるように色（通常変更を赤色とする）、又は線により区分し、図示した図面とする。
なお、当該構造物の構造が複雑な場合、又は著しい変更がある場合等で原設計図を使用することが不適當と認められるときは、新たに変更設計図を作成するものとする。
- (3) 構造図等の表示単位 について
 - ア 林道等の路線延長（m）は、小数第1位を四捨五入し、単位止とする。
 - イ 橋長、支間長等（m/m）は、小数第1位を四捨五入し、単位止とする。
 - ウ 鋼材関係構造物の各部材の寸法（m/m）は、小数第1位を四捨五入し、単位止とし、延長、高さ等は、（m）単位とし、小数第3位を四捨五入し、2位止とする。
 - エ コンクリート擁壁、コンクリート治山ダム、橋脚等（m）は、小数第3位を四捨五入し、2位止とする。
 - オ 切土、盛土の法長（m）は、小数第2位を四捨五入し、1位止とする。
 - カ 束、本、枚、袋は、小数第1位を四捨五入し、単位止とする。
 - キ 構造物等の規模等により、本表示単位により難しい場合は別途定めることができる。

別表

主要項目の数値基準等

工種別	細別	単位	表示単位	集計単位	計算因子 高さ、幅、延長等
土工	切土	m ³	単位止	小数第1位止	小数第1位止
	盛土	〃	〃	〃	〃
	床堀	〃	〃	〃	〃
ダム工、 土留工、 擁壁工	コンクリート	m ³	小数第1位止	小数第2位止	小数第2位止
	ブロック	m ²	〃	〃	〃
	石積	〃	〃	〃	〃
	張石	〃	〃	〃	〃
	鋼製枠	t	小数第2位止	〃	小数第3位止
	L型プレキャスト	m	単位止	小数第1位止	小数第1位止
	フトンカゴ	〃	小数第1位止	〃	〃
	蛇カゴ	〃	〃	〃	〃
	鉄筋質量	kg	単位止	〃	〃
	エキスパンドメタル擁壁	m ²	小数第1位止	〃	〃
路盤工	上層、下層路盤工	m ³	小数第1位	小数第2位止	小数第2位止
舗装工	アスファルト、コンクリート	m ²	小数第1位止	小数第2位止	小数第2位止
緑化工、 法面保護 工等	植生基材吹付工	m ²	小数第1位止	小数第1位止	小数第1位止
	種子吹付工	〃	〃	〃	〃
	モルタル吹付工	〃	〃	〃	〃
	法枠工	〃	〃	〃	〃
	筋芝	m	〃	〃	〃
	張芝	〃	〃	〃	〃
	筋工	〃	〃	〃	〃
編柵工	〃	〃	〃	〃	
防護施設 工、落石 防止工	駒止	箇	単位止	単位止	単位止
	自動車用防護柵	m	小数第1位止	小数第1位止	小数第1位止
	落石防護柵	〃	〃	〃	〃
	落石防止壁（鋼製）	t	小数第2位止	小数第2位止	小数第2位止
	落石防止柵（鋼製）	〃	〃	〃	〃
	落石防止網	m ²	単位止	小数第1位止	小数第1位止
標識工	カーブミラー	本	単位止	単位止	単位止
	標識	〃	〃	〃	〃
橋梁工	桁	本	単位止	小数第1位止	小数第1位止
	床板	m ³	小数第1位止	小数第2位止	小数第2位止
	高欄	m	〃	小数第1位止	小数第1位止
	橋台	m ³	〃	小数第2位止	小数第2位止
	橋脚	〃	〃	〃	〃
排水施設 工等	暗渠工	m	〃	〃	小数第2位止
	コンクリート側溝	〃	〃	小数第1位止	小数第1位止
	横断溝	m	〃	〃	〃
	地下排水	〃	〃	〃	〃
	法面排水	〃	〃	〃	〃
	集水桝	箇	単位止	単位止	単位止
アンカー 工	削孔	m ³	小数第1位止	小数第1位止	小数第1位止
	アンカー材	m	小数第2位止	小数第2位止	小数第2位止

	グラウト材	m ³	小数第1位止	〃	〃
杭打工	掘削	m ³	小数第1位止	小数第1位止	小数第1位止
	杭材	本	単位止	単位止	単位止
	グラウト材	m ³	小数第1位止	小数第2位止	小数第2位止
集水井工	掘削	〃	小数第1位止	小数第1位止	小数第1位止
	ライナープレート	m	〃	〃	〃
	集水ボーリング	〃	〃	〃	〃
伐開、除根		m ²	単位止	単位止	単位止
下刈、除伐、本数調整伐		ha	小数第2位止	小数第2位止	小数第2位止
木材		本	単位止	小数第1位止	小数第1位止
		m ³	〃	〃	〃
仮設工	型枠工	m ²	小数第1位止	小数第2位止	小数第2位止
	支保工	空m ³	単位止	小数第1位止	小数第1位止
	足場工	掛m ²	〃	〃	〃
	土のう締切工	m ²	〃	〃	〃

備考 1 単価表を作成する場合は、集計単位と同等の数値基準を用いることを標準とする。

2 端数は全て四捨五入とする。

3 明細表に計上する数量等は、表示単位を標準とする。

(例)

工種	集計単位		明細表
盛土工	35.9 m ³	→	36 m ³
土留工 (コンクリート)	35.91 m ³	→	35.9 m ³

4 平均断面、平均法長等は、数量集計単位より1位程度下位をもって計算することを標準とする。

(例)

$$(a \text{ 法長} + b \text{ 法長}) \times 1/2 \times L \text{ 区間長}$$

$$\text{種子吹付工} \quad (9.1 + 4.6) \times 1/2 \times 15 = 102.75$$

$$(7.2 + 11.4) \times 1/2 \times 9 = 83.70$$

(集計単位) 186.5 m²

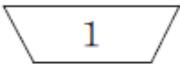
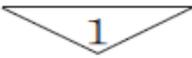
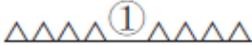
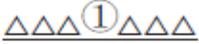
5 鋼材関係の表示単位は、1 t 以上は小数第3位四捨五入2位止、1 t 未満は、小数第4位四捨五入3位止とする。

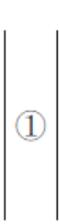
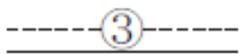
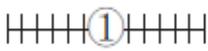
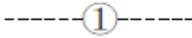
6 工事規模等により、本基準により難しい場合は、別途定めることができる。

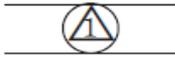
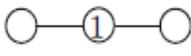
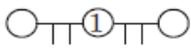
第11-4 設計書の単位（金額）

- 1 積算単価表は、円未満を四捨五入し、円単位とする。
- 2 明細表においては、円未満切り捨てとする。
- 3 直接工事費は、工種ごとに千円未満切り捨てとする。
- 4 共通仮設費は、千円未満切り捨てとする。
- 5 現場管理費は、千円未満切り捨てとする。
- 6 一般管理費等は、千円未満切り捨てとする。
- 7 工事価格は、千円未満切り捨てとする。
- 8 消費税等相当額は、円単位とする。
- 9 本工事費は、円単位とする。

(参考) 治山関係事業の工種分類

工種	種別	凡例	種別番号	呼称単位	備考
えん堤工	練積		1	個 (m ³)	左の種別以外のものは追番号とする。 (以下の工種において同じ。)
	空積		2	〃	
	混合積		3	〃	
	玉石コンクリート		4	〃	
	コンクリート		5	〃	
	鉄筋コンクリート		6	〃	
	蛇籠		7	〃	
	土		8	〃	
	木		9	〃	
	枠		10	〃	
	鋼		11	個 (ton) m ³	
床固工					種別、種別番号及び呼称単位は、えん堤工の場合と同じ
谷止工					同上
護岸工				(m ²)	同上
防潮工					同上
根固工	コンクリート		1		呼称単位は、えん堤工の場合と同じ。
	玉石コンクリート		2		
	方格枠		3		
	木枠		4		
	練積み		5		
	空積		6		
	蛇籠		7		
	ブロック		8		
水制工					種別、種別番号及び呼称単位は、えん堤工の場合に同じ。
土留工	練石		1	m (m ³)	
	空練		2	〃	
	玉石コンクリート		3	〃	
	コンクリート		4	〃	
	丸太		5	m	
	蛇籠		6	〃	
	鉄筋コンクリート		7	m (m ³)	
	方格枠		8	〃	
	鋼		9	m (ton)	

埋設工					種別、種別番号及び呼称単位は、土留工の場合と同じ。
水路工	練張 空張 コンクリート 半円コンクリート 管 張芝 編さく 掘割 蛇籠		1 2 3 4 5 6 7 8	m (m ³) " " " " " " m	
暗渠工	れき 粗だ 蛇籠 土管 コンクリート管 木 ボーリング		I II III IV V VI VII	m " " " " " "	
ずい道工	鋼 木 コンクリート		1 2 3	m " "	
集水井工	鋼 コンクリート		1 2	m "	
種苗工	二枚 3枚 5枚 植生盤 段		1 2 3 4 5	m " " " "	
さく工	木 編さく 板		1 2 3	m " "	
筋工	石 萱 芝 藁 粗だ 植生盤 丸太		1 2 3 4 5 6 7	m " " " " " "	
伏工	藁 萱 笹 しだ 網 筵 芝 植生盤		1 2 3 4 5 6 7 8	m (m ³) " " " " " " "	

実播工	実播 斜面混播 吹付		1 2 3	m m ³ 〃	
航空 実播工				m ³	
杭打工	丸太 コンクリート パイプ 鋼管		1 2 3 4	m 〃 〃 〃	
階段工	切取 コンクリート 練積 空積		1 2 3 4	m 〃 〃 〃	
土墨工				m	
堆砂工	萱簀 よし簀 竹簀 粗だ 竹		1 2 3 4 5	m 〃 〃 〃 〃	
防風工				m	
静砂工	堆砂工に同じ 藁 萱		1~5 6 7	m 〃 〃	
植栽工	樹種名			ha (本)	
法切工				m ³	
改植				ha	
補植				〃	
保育				〃	